

幼稚園・保育園・小規模保育施設・認定こども園のご案内

幼稚園・認定こども園（教育）を希望する方の申請方法 → 2ページへ

申請場所 利用を希望する施設へ申請してください。

申請期間 利用を希望する施設にご確認ください。

※幼稚園では預かり保育を実施しておりますので、保育園等を希望する方も併せてご検討ください。

保育園・認定こども園（保育）・小規模保育施設を希望する方の申請 → 8ページへ

申請場所 市役所本庁舎2階保育課【出張所、各保育施設で受付は行っておりません。】

※令和6年4月1日入所【1次選考】の申請は、市役所本庁舎2階 203・204会議室で受付となります（11月18日（土）及び19日（日）は保育課窓口）。

令和6年4月1日入所の申請期間

【1次選考】**郵送受付**：令和5年9月27日（水）から11月22日（水）まで ≪**保育課必着**≫

窓口受付：令和5年11月14日（火）から11月22日（水）まで

受付時間 … 午前9時～午後4時 <18日（土）及び19日（日）も受付>

【2次選考】**郵送受付**：令和6年1月4日（木）から1月31日（水）まで ≪**保育課必着**≫

窓口受付：令和6年1月4日（木）から1月31日（水）の月曜日～金曜日

受付時間 … 午前9時～午後4時

令和6年5月1日入所以降の申請期間

希望月の前々月6日から前月5日まで【5日が閉庁日に当たる場合は、その次の開庁日まで】。

郵送でお申し込みの場合、申請期間の締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。

締切日以降に到着した申請については、次回の入所選考から審査の対象となります。

入所月	申請期間	入所月	申請期間
4月	上記のとおり	9月	7月8日（月）～ 8月5日（月）
5月	令和6年3月6日（水）～4月5日（金）	10月	8月6日（火）～ 9月5日（木）
6月	4月8日（月）～5月7日（火）	11月	9月6日（金）～10月7日（月）
7月	5月8日（水）～6月5日（水）	12月	10月8日（火）～11月5日（火）
8月	6月6日（木）～7月5日（金）	1月～3月	受付なし

○ 新座市ホームページからもご案内及び各種書類のダウンロードが可能です。下記方法で、ご検索ください。

※ ダウンロードできない書類もあります。

（令和6年度保育施設利用申込みのご案内）

新座市ホームページより検索

令和6年度保育施設利用申込みのご案内

🔍 検索

または



2次元コード
を読み取り

【お願い】

・ 保育施設を申請される方は、案内をよくお読みになった上でお申込みください。

・ 国等の新制度の取扱いによっては、案内に変更が生じる場合があります。

新座市役所（本庁舎2階）保育課 入所係

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048(477)2779（直通）

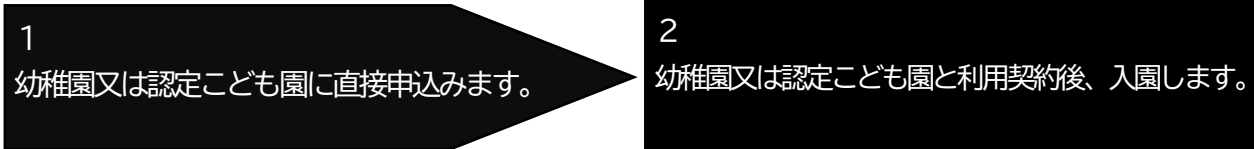
○ 教育・保育施設について

- ◆ 新座市ではお子さんをお預かりする教育・保育施設が次のとおりあります。
これらの施設の利用を希望する場合は、本案内に従ってお手続きください。

幼稚園 (3歳～5歳)	認定こども園 (0歳～5歳)	保育園 (0歳～5歳)	小規模保育施設 (0歳～2歳)
小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。新制度移行幼稚園と私学助成幼稚園があります。	幼稚園と保育園の機能を兼ね備え、教育と保育を一体的に行う施設です。	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。	原則19人以下の少人数の単位で0歳児から2歳児までを預かる事業です。

○ 令和6年度新規入所までの流れについて

幼稚園・認定こども園（教育利用）の場合



※新制度に移行した幼稚園及び認定こども園を利用する場合、入園申込みにあわせて**教育・保育給付認定**（1号認定）の申請をする必要があります。申請は各幼稚園・認定こども園で受け付けます。

※私学助成幼稚園を利用する場合、入園申込みにあわせて**施設等利用給付認定**（1号又は2号（3号）認定）の申請をする必要があります。申請は各幼稚園で受け付けます。

※保育園、小規模保育施設、認定こども園（保育利用）を併願する場合は、幼稚園、認定こども園（教育利用）の申込みを各幼稚園・認定こども園に、保育園、小規模保育施設、認定こども園（保育利用）の申込みを市にそれぞれ行ってください。

・・・詳細は2ページへ

保育園・小規模保育事業・認定こども園（保育利用）の場合

- 1 保育課窓口・市内保育園等で教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書を配布します。
- 2 保育課窓口で教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書を受付します。
- 3 教育・保育給付認定の可否の決定と保育所等の**入所選考**を行います。
- 4 教育・保育給付認定の結果通知と**入所選考**の結果を郵送します。
- 5 保育施設と面談を行い、利用契約を行います。
- 6 施設の利用開始となります。毎月1日が利用開始日となります。
- 7 慣れ保育が始まります。利用開始日より前に、慣れ保育をすることはできません。

※入所選考について

施設の定員を超える申込みがあり、全ての方の受け入れができない場合、市が定める基準（43ページの保育施設入所選考基準）により保育指数を決定し、その指数の高い方から利用者を内定します。

なお、申込みに必要な書類の提出がない場合は、保育指数の一部が加算されない場合があります。

・・・詳細は8ページへ

幼稚園・認定こども園（教育利用） のご案内



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

～目次～

- 幼稚園・認定こども園（教育利用）について・・・・・・・・・・ 3
- 利用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 幼稚園の預かり保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 市内の幼稚園・認定こども園の配置・・・・・・・・・・・・・・ 7

○ 幼稚園・認定こども園（教育利用）について

新座市内には私立幼稚園10園、認定こども園1園があり、それぞれの園では子どものためにより良い幼児教育を目指し、その向上に努めております。平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、市内の私立幼稚園は「新制度移行幼稚園」、「私学助成幼稚園」、「認定こども園」に分かれました。

入園を希望する場合は、施設へ直接入園申請をする必要があります。施設により保育料等が異なりますので、申請の際はご注意ください。

市内幼稚園の施設類型（市外に所在する施設については、所在地自治体にご確認ください）

施設類型	幼稚園名
新制度移行幼稚園	第一新座幼稚園、こぼとの森幼稚園、明彩幼稚園、わかのび幼稚園(令和6年4月から移行)
私学助成幼稚園	片山幼稚園、かきの木幼稚園、十文字女子大附属幼稚園、美鈴幼稚園、大和田しらかば幼稚園、なみきの幼稚園
認定こども園	第二新座幼稚園

○ 利用料について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもの利用料が無償化の対象となります。利用する施設の利用料が無償化の上限額を超えた金額については、保護者負担となります。

無償化の範囲 ※1

施設類型		対象者	無償化上限額（月額）
新制度移行幼稚園 認定こども園（教育利用）	教育時間	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	全額
私学助成幼稚園	教育時間	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	25,700円
幼稚園等の預かり保育 ※2		保育の必要性がある 3歳児・4歳児・5歳児	11,300円 ※3
		保育の必要性がある 満3歳児（非課税世帯のみ）	16,300円 ※3

- ※1 原則として、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する方は、認可外保育施設等やファミリー・サポート・センター事業等の他施設・サービスを併用した場合の利用料は無償化されません。
- ※2 例外として、幼稚園等の預かり保育の実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）、預かり保育のほかに認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります（預かり保育の月額上限額から預かり保育利用分の無償化対象額を差し引いた額が上限）。
- ※3 幼稚園等に支払った額と日額上限450円×利用日数（月額上限11,300円（16,300円））を比較して少ないほうの額が無償化されます。

<注意事項>

- ・実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となります。
- ・年収360万円未満相当世帯及び小学校第3学年までの子どもから順に数えて第3子以降の子どもの副食費については、補助の対象となります（上限あり）。該当の方には市から通知します。

○ 認定について

無償化の対象となるために必要な認定

- ◆ 幼児教育・保育の無償化を受けるためには、「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」のいずれか又は両方の認定を受ける必要があります。児童の年齢、利用を希望する施設・事業に応じて、受ける必要がある認定は異なります。
- ◆ 入園内定後、施設から認定申請書類が配布されますので、ご記入の上、各施設へご提出ください。
- ◆ 一部の認定については、保育の必要性（保護者の就労・就学や親族の介護、保護者本人の疾病などの一定の事由）があることが要件となり、保育の必要性を証する書類の提出が必要なものがあります。

施設・事業		必要な認定	保育の必要性
新制度移行幼稚園 認定こども園（教育利用）	教育時間	<u>教育・保育給付1号認定</u>	不要
	預かり保育時間	<u>教育・保育給付1号認定</u> 及び <u>施設等利用給付2号・3号認定</u> (年齢により異なる)	要
私学助成幼稚園	教育時間	<u>施設等利用給付1号認定</u>	不要
	預かり保育時間	<u>施設等利用給付2号・3号認定</u> (年齢により異なる)	要

※原則として、認定日を申請日以前に遡ることができないため、余裕をもって申請してください。ただし、添付書類の取得に時間がかかる場合は、認定希望日を記載の上、申請書を先行してご提出ください。

DL 可の市指定の様式は →
コチラからダウンロード →
可能です。 →



保育の必要性がある場合の添付書類※保護者全員分必要です。

No.	保育の必要性の事由	保育の必要性を証するための添付書類
1	居宅外で就労されている方 (予定を含む)	<u>就労証明書DL可</u> 【市指定の様式】 就労内定の場合はその証明を受けてください。
2	自営の方（自宅外自営、親族経営等の自営を含む）	(1) <u>就労証明書DL可</u> 【市指定の様式】、(2) <u>就労状況申告書DL可</u> 【市指定の様式】、(3)自営の証明書類の写し（直近の確定申告書、営業許可書、開業届等）
3	出産前後の方（出産月の前後2か月に限る）	母子健康手帳の写し（氏名が記載された表紙及び分娩予定日が記載されているページ）
4	学校に在学中の方 ※(1)及び(2)を提出	(1)在学証明書（学生証、合格通知書等）の写し（在学期間がわかるもの） (2)1週間の授業日数及び時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）
5	病気・障がいの方	<u>診断書DL可</u> 【市指定の様式】又は障がい者手帳の写し
6	介護・看護している方 ※(1)及び(2)を提出	(1) <u>介護・看護状況申告書DL可</u> 【市指定の様式】 (2)被介護者・看護者の診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写し
7	求職中の方	<u>求職活動状況申告書兼就労誓約書DL可</u> 【市指定の様式】

※保育の必要性の事由がNo.1 及びNo.2 就労の場合、月5 2時間以上（月1 3日以上かつ1日4時間以上 週3日の契約不可）の勤務が要件となります。（No.4 就学、No.6 介護・看護も月1 3日以上かつ1日4時間以上が要件）

※太字の添付書類については、市指定様式のみ受付となり、市ホームページからダウンロード可能です。

幼稚園の預かり保育について

市内各幼稚園では、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、保護者の就労等の理由で利用することもできます。「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない…」とお考えの方、ご家庭の就労条件に合う幼稚園が見つかるかもしれませんので、幼稚園の利用を検討してみたいかがでしょうか。

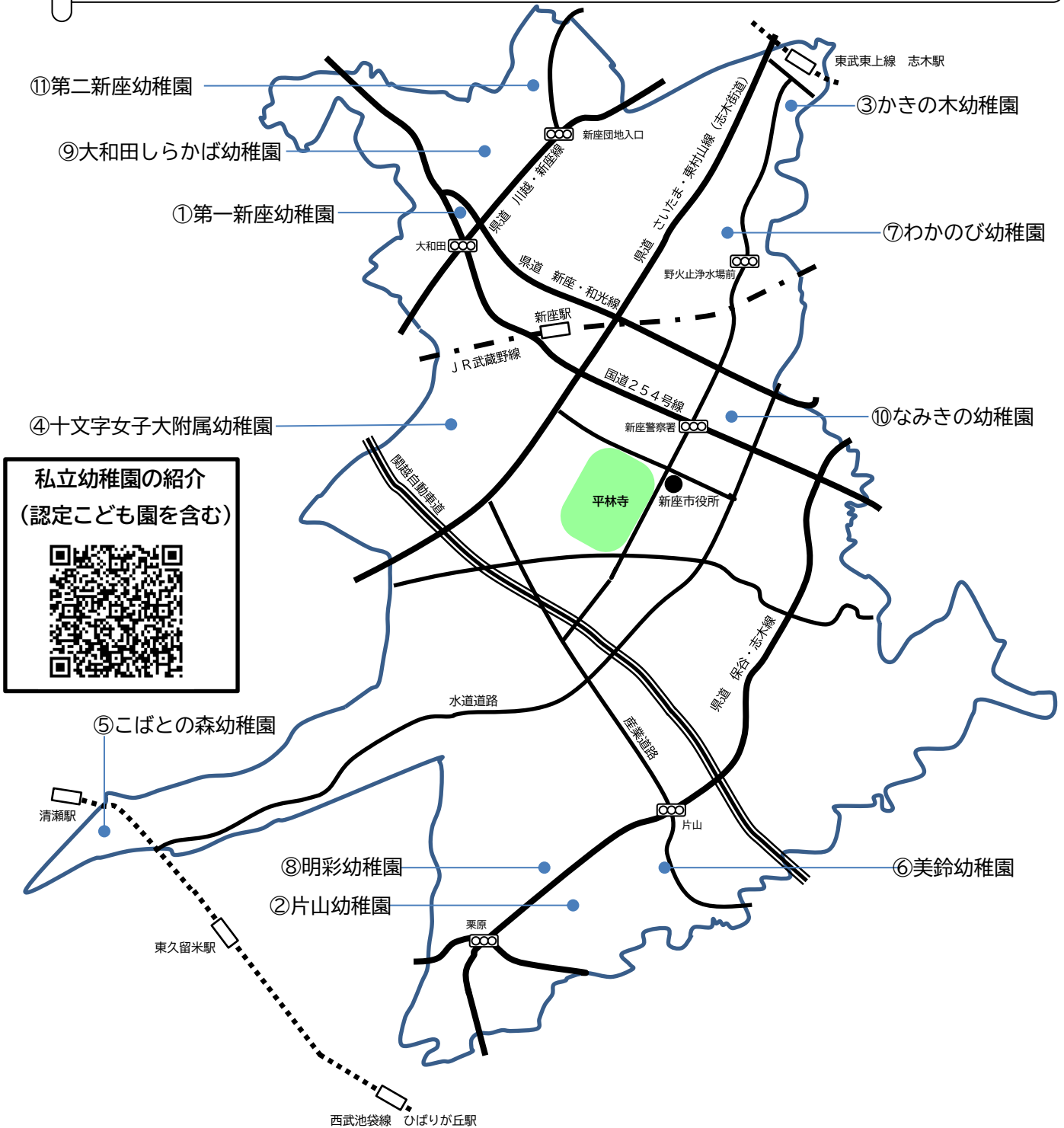


利用方法等の詳細につきましては、各施設に直接お問い合わせください。

実施時間（平日）	料金	長期休業日の実施等				
第一新座幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園						
7時30分～9時 保育終了～18時30分	◆1日保育：880円/日	夏季	冬季	春季	※園の指定した日のみ実施	
	◆午前（半日）保育：1,360円/日	21日	6日	12日	※年度により実施日数は変動します。	
	◆月極預かり保育：8,300円/月（新座市在住）	実施時間		7時30分～18時30分		
	◆月極預かり保育：11,300円/月（新座市外在住）	料金		8,300円/月		
片山幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園						
7時～9時 14時から18時	◆新座市在住で2号認定の方 長時間預かり保育：6,000円/月	夏季	冬季	春季	※春季実施日の4月分は未定（表記は3月分のみ）	
	◆新座市外在住で2号認定の方 月極預かり保育：13,000円/月	21日	8日	8日		
	◆臨時：250円/30分 ※令和5年度から満3歳児の預かり保育実施	実施時間		8時～18時		
		料金		通常時と同じ。 臨時：2,650円/日		
かきの木幼稚園						
①8時～8時30分 ②14時～18時	①：200円/日	夏季	冬季	春季	※予約制となります。	
	②：300円/時間	25日	4日	6日		
	※利用時間、日数により別途月極契約あり（10,000円～13,500円等）	実施時間		通常時と同じ		
		料金		通常時と同じ		
十文字女子大附属幼稚園						
保育終了～18時	◆午前保育：1,000円/日	夏季	冬季	春季		
	◆中帰り保育・通常保育：700円/日	14日	0日	0日		
	◆延長料金 200円（17時から18時）	実施時間		9：00～17：00		
		料金		1,300円/日		
こばとの森幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園						
8時～8時50分 14時～18時	◆8時～8時50分：100円/日	夏季	冬季	春季	※園の指定した日のみ実施	
	◆11時30～18時：1,000円/日	16日	10日	14日		
	◆13時～18時：900円/日	実施時間		8時～18時		
	◆14時～18時：800円/日 ◆8時～18時：1,300円/日 ◆月極 12,000円（新座市在住で就労証明書のある方は7,000円）	料金		1,300円/日		

実施時間（平日）	料金	長期休業日の実施等			
美鈴幼稚園					
◆午前保育時 11時30分～17時 ◆通常保育時 14時～17時	◆11時30分～14時：500円/日	夏季	冬季	春季	※令和5年度の実績です。
	◆11時30分～16時：1,000円/日	15日	3日	3日	
	◆11時30分～17時：1,300円/日	実施時間		9時～16時	
	◆14時～16時：500円/日 ◆14時～17時：800円/日	料金		9時～14時：1,100円/日 9時～16時：1,550円/日	
わかのび幼稚園 ★新座市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園					
①7時30分～9時30分 ②保育終了～18時30分	◆一般 ①7時30分（8時）～9時：200円（100円） ①9時～9時30分：無料（登園時間） ②200円/時間、月極8,000円 ◆2号認定者 450円/日、月極5,000円 ※16時以降はおやつ・雑費代100円追加	夏季	冬季	春季	※夏季：盆休み以外実施 ※冬季：年末年始以外実施 ※春季：終業式～進級式まで実施
		26日	7日	12日	
		実施時間		7時30分～18時30分	
		料金		7時30分（8時）～9時：200円/日（100円/日） 9時～14時：1,000円/日、14時以降：200円/時間 ※2号認定者は通常時と同じ	
明彩幼稚園					
保育終了～18時	◆保育終了～16時：500円/日 ◆16時～18時：1,000円/日 ◆月極12,000円	夏季	冬季	春季	※実施数は令和4年度実績
		25日	6日	13日	
		実施時間		8時～18時	
		料金		1,400円/日	
大和田しらかば幼稚園					
15時～18時30分	◆700円/日 ◆月極12,000円前後（月毎に決定） ※8時～9時、14時～15時は無料	夏季	冬季	春季	※夏季：盆休み以外実施 ※冬季：年末年始以外実施
		18日	5日	10日	
		実施時間		8時00分～18時30分	
		料金		午前のみ：700円/日、 1日：700～1200円/日（時間による）	
なみきの幼稚園					
8時～9時 保育終了～18時	◆8時～9時：100円/日 ◆保育終了～18時 バス利用者600円/日（おやつ代含む） 徒歩利用者650円/日（おやつ代含む）	夏季	冬季	春季	
		18日	4日	13日	
		実施時間		①8時～17時、②夏季保育終了～18時	
		料金		①1,000円②バス利用者800円/日、徒歩利用者850円/日	
第二新座幼稚園					
7時30分～9時 ◆午前保育時 11時30分～18時30分 ◆通常保育時 14時～18時30分	◆100円/30分 ※おやつ代110円 ※施設維持費 午前保育時：160円 通常保育時：80円	夏季	冬季	春季	※年度により実施日数は変動します。
		33日	8日	15日	
		実施時間		7時30分～18時30分	
		料金		夏季：30,000円、冬季：10,000円（※令和5年度） 春季：進級児15,000円、年長児10,000円	

市内の幼稚園・認定こども園の配置



No.	施設名	所在	No.	施設名	所在
①	第一新座幼稚園※1	大和田四丁目	⑦	わか のび幼稚園※1	東一丁目
②	片山幼稚園	野寺二丁目	⑧	明彩幼稚園※1	野寺一丁目
③	かきの木幼稚園	東北二丁目	⑨	大和田しらかば幼稚園	大和田四丁目
④	十文字女子大附属幼稚園	菅沢二丁目	⑩	なみきの幼稚園	野火止八丁目
⑤	こばとの森幼稚園※1	新堀三丁目	⑪	第二新座幼稚園※2	新座三丁目
⑥	美鈴幼稚園	片山二丁目			

※1 新制度移行幼稚園

※2 認定こども園

保育園・認定こども園（保育利用）

・小規模保育施設のご案内

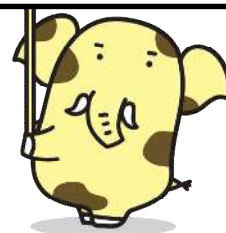
～目次～

- 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について・・・9
- 保育の利用時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 申込みから入園が決まるまで（入園の流れ）・・・・・・・・11
- 申請に必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 申込みの際の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 郵送での申請書の提出について・・・・・・・・・・・・19
- 市内在住で新座市外の園を希望する方・・・・・・・・・・19
- 市外在住で新座市内の園を希望する方・・・・・・・・・・19
- 入所選考（利用調整）について・・・・・・・・・・・・20
- よくある質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書の記入例・・23
- 入所内定となった場合について・・・・・・・・・・・・27
- 入園できなかった場合（入所保留）について・・・・・・・・27
- 入所後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 各保育所等で実費徴収する費用一覧・・・・・・・・・・33
- その他の保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 市内の保育園・認定こども園の配置図・・・・・・・・・・39
- 市内の小規模保育施設の配置図・・・・・・・・・・・・40
- 新座市内の保育園等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 令和6年度保育施設入所選考基準表・・・・・・・・・・・・43

（令和6年度保育施設利用申込みのご案内）



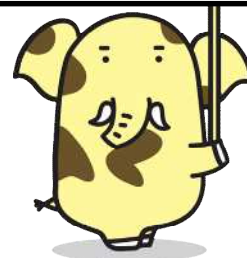
案内に出てくるDL可の書類は
ここからダウンロードできるゾウ
（DL：ダウンロード）



（保育施設待機児童一覧）



保育施設待機児童数一覧は
ここからわかるゾウ



令和6年度のクラス年齢早見表（4月1日時点の年齢が基準となります。）

クラス	生年月日
0歳	令和5年（2023年）4月2日～
1歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

※年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

○ 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

- ◆ 「新制度移行幼稚園」「認定こども園」「保育園」「地域型保育事業（小規模保育事業等）」を利用する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。
- ◆ 「教育・保育給付認定（2号、3号認定）」を受けるためには、保育施設の入所申込みと教育・保育給付認定の申請を兼ねた「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」をご提出いただく必要があります。
- ◆ 「教育・保育給付認定」は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて、市が行います。

児童の年齢	教育・保育給付認定	利用時間	保育の必要性	利用施設
3～5歳	1号認定	教育標準時間（4時間利用）	不要 （教育希望）	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳	2号認定	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	要 （保育希望）	・保育園 ・認定こども園（保育利用）
0～2歳	3号認定	保育標準時間（11時間利用） 保育短時間（8時間利用）	要 （保育希望）	・保育園 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育事業等

保育の必要性の事由（2号、3号認定）

- ◆ 保育施設である「認定こども園（保育利用）」「保育園」「地域型保育事業（小規模保育事業等）」の入所申込みを行う場合は、保護者全員が下記1～9の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、教育・保育給付認定を受けることが必要です。下記の事由に該当しない場合、保育施設を利用することはできません。

No.	保育の必要性の事由	利用時間	認定（利用）期間
1	1か月5.2時間以上（ <u>月13日以上かつ1日4時間以上</u> ）の就労（自営業、内職、就職予定者等含む。）※週3日の契約は不可	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
2	下の子の妊娠・出産	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	<u>出産月を含む前後2か月（5か月以内）</u>
3	保護者の疾病、障がいの場合	原則、「保育短時間」	事由による必要な期間
4	同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合（ <u>月13日以上かつ1日4時間以上</u> ）	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
5	地震や風水害などの災害復旧に当たっている場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
6	求職活動（起業準備含む）を行う場合	「保育短時間」	<u>利用開始後、最長3か月間</u>
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合（ <u>月13日以上かつ1日4時間以上</u> ）	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間 （卒業・修了予定日が属する月の月末まで）
8	児童への虐待やDVのおそれがある場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間
9	その他、上記に類する状態として、市長が認める場合	「保育標準時間」 又は「保育短時間」	事由による必要な期間

※保護者の疾病、障がいの場合の方で、保育標準時間をご希望の方は、保育課までご相談ください。

※保育の必要性の事由に変更が生じた場合は、認定期間、利用時間を変更する場合があります。

※保育の必要性の認定では、同居する祖父母の状況は判断しません。

教育・保育給付認定（変更）通知書の交付について

- ◆ 「保育の必要性の事由」に該当し、「教育・保育給付認定」を受けた方に対して、「教育・保育給付認定（変更）通知書」を交付します。「教育・保育給付認定（変更）通知書」には、申請書類に基づき決定した認定区分、保育必要量、認定の有効期間等が記載されており、施設へ入所する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ◆ 「教育・保育給付認定（変更）通知書」は入所選考の結果に関わらず、「教育・保育給付認定」を受けた全ての方に交付されます。

○ 保育の利用時間について

保育の利用時間

- ◆ 保育施設を利用する場合、保育の必要量に応じた利用時間に区分され、認定されます。
- ◆ 0歳児クラスは、施設により利用可能な時間が異なります。（41，42ページ参照）

保育の必要量	利用時間	対象世帯
保育標準時間	1日最大11時間	通勤時間を含む保護者の就労時間等が1か月当たり <u>120時間以上の世帯</u> 又は※ <u>これに準ずる世帯</u>
保育短時間	1日最大8時間	通勤時間を含む保護者の就労時間等が1か月当たり <u>120時間未満の世帯</u> 又は※ <u>これに準ずる世帯</u>

※ 通勤時間を含む保護者の就労時間等が、1か月当たり120時間未満であっても、就労開始及び終了時間によっては、「保育標準時間」で認定する場合があります。

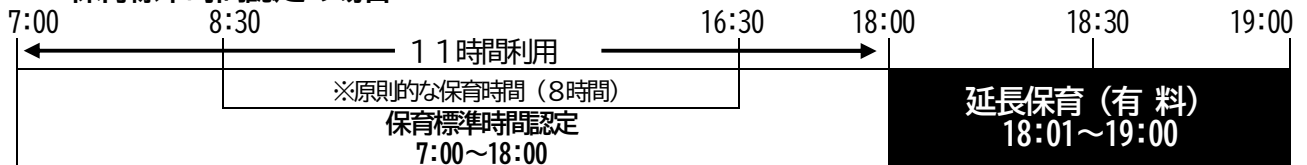
延長保育

- ◆ 「原則的な保育時間（8時30分から16時30分まで）」を超えて利用する場合、「延長保育」となり、「保育利用時間届出書兼保育時間延長申請書」を入所内定後、保育施設に提出していただきます。
- ◆ 保育施設によっては、0歳児クラスの延長保育は利用できない、又は利用を制限している場合がありますので、ご注意ください。

延長保育料

- ◆ 延長保育を利用する場合、延長保育料がかかります。延長保育の料金については、各保育施設によって異なりますので、別途ご確認をお願いします。

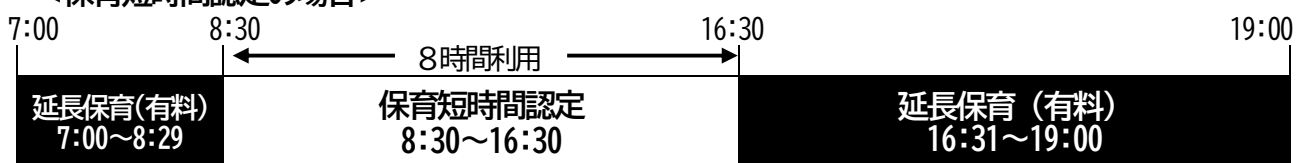
<保育標準時間認定の場合>



※ 保育標準時間認定による利用可能時間は延長保育料はかかりませんが、原則的な保育時間を超えて利用する場合、延長保育の扱いとなるため、申請が必要です。

また、保育標準時間認定による利用可能な時間帯は保育施設によって異なる場合があります。

<保育短時間認定の場合>



○ 申込みから入園が決まるまで（入園の流れ）

■ 4月入所【1次選考】の申込み

郵送受付：令和5年9月27日（水）～11月22日（水） 《保育課必着》

窓口受付：令和5年11月14日（火）～同月22日（水） <18日（土）及び19日（日）も実施>

※ 受付場所・時間については、表紙をご覧ください。

● 希望園を変更する場合：令和5年11月22日（水）までに保育課へ連絡

※ 上記期間を過ぎての申込み及び希望園の変更は、4月入所【2次選考】以降の反映となります。



■ 4月入所【1次選考】入所選考会議（12月～1月実施）

入園希望者が当該保育園の定員を超える場合は、選考基準に基づき、市で選考を行います。

※ 選考方法は20ページをご覧ください。



■ 1次選考結果発送：令和6年1月26日（金）発送予定（郵送により通知）

内定した場合 ↓

↓ 内定しなかった場合

■ 面談（27ページ参照）

■ 入園（27, 28ページ参照）

■ 入所保留

・ 内定しなかった方は、引き続き4月入所【2次選考】の対象となります。

再度の申請は必要ありません。申請は令和6年12月入所選考まで有効です。

■ 4月入所【2次選考】の申込み（2次選考から初めて申込みされる方のみ）

郵送受付：令和6年1月4日（木）～1月31日（水） 《保育課必着》

窓口受付：令和6年1月4日（木）～1月31日（水）の月曜日～金曜日

※ 1次選考から既に申込みをされており、入所保留となった方については、再度の申請は不要です。



■ 希望園の変更・追加（2次選考）

・ 1次選考保留者及び2次選考申請者から、希望園の変更を受けけます。

令和6年2月5日（月）までに保育課にご連絡ください。

※ 期間を過ぎて変更を行った場合は、5月入所選考以降の反映となります。



■ 4月入所【2次選考】入所選考会議（2月実施）



■ 2次選考結果発送：令和6年2月22日（木）発送予定（郵送により通知）

2次選考からの申請者には内定・保留に関わらず発送します。1次選考からの申請者には保留の場合、保留通知希望者のみ発送します。

内定した場合 ↓

↓ 内定しなかった場合

■ 面談（27ページ参照）

■ 入園（27, 28ページ参照）

■ 入所保留

・ 申込みは令和6年12月入所選考まで有効です。引き続き5月入所以降の選考の対象となります。なお、申込みを取り下げる場合は、保育課までご連絡ください。

・ 申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。（27ページ参照）

・ 希望園の変更をご希望される場合は、各月の申請期間内に保育課までお電話をお願いします。

※ 申請期間を過ぎて書類の提出及び希望園の変更を行った場合は、対象の申請期間に該当する入所選考以降の反映となります。

市ホームページで次を公表します。

・【令和6年度における各保育施設の予定定員】

<令和5年11月1日公表予定>

※ 空き枠ではないので、ご注意ください

・【1次選考終了時点の空き枠状況】

<令和6年1月29日公表予定>

（令和6年度認可保育施設利用申込みのご案内）



■ 5月入所以降の申込み

- ・下記申請期間に、必要書類を保育課へご提出ください（郵送可）。
- ・年度内に一度申請されれば令和6年12月入所選考まで有効です。毎月申込みを行う必要はありません。
- ・毎月1日（4月～12月）に各保育施設の最新の空き状況を公表します。新座市のホームページをご覧ください。
- ・郵送でお申込みの場合、締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請については、次回の入所選考から審査の対象となります。郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。

<申請期間>

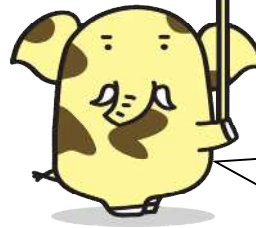
入所月	申請期間	入所月	申請期間
5月	令和6年3月6日(水)～4月5日(金)	10月	8月6日(火)～9月5日(木)
6月	4月8日(月)～5月7日(火)	11月	9月6日(金)～10月7日(月)
7月	5月8日(水)～6月5日(水)	12月	10月8日(火)～11月5日(火)
8月	6月6日(木)～7月5日(金)	1月～3月	受付なし
9月	7月8日(月)～8月5日(月)		



■ 入所選考会議（毎月上旬）

入園希望者が当該保育園の定員を超える場合は、選考基準に基づき、市で選考を行います。
※選考方法は20ページをご覧ください。

(保育施設待機児童一覧)



保育施設の空き状況は
ここからわかるゾウ



■ 結果発送：入所希望月の前月の15日頃発送予定（郵送により通知）



内定した場合

■ 面談（27ページ参照）

■ 入園（27, 28ページ参照）



内定しなかった場合

■ 入所保留

- ・申込みは令和6年12月入所選考まで有効です。申請を取り下げの場合は、保育課までご連絡ください。
 - ・申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。（27ページ参照）
 - ・希望園の変更をご希望される場合は、各月の入所申請受付期間内に保育課までお電話をお願いします。
- ※受付期間を過ぎて書類の提出及び希望園の変更を行った場合は、対象の受付期間に該当する入所選考以降の反映となります。

【保育施設入所保留通知について】

保育施設に入所内定しなかった場合は、「保育施設入所保留通知」を原則、年度内の最初の入所希望月分のみ発送します（希望月前月15日頃）。育児休業の延長等で申込みの最初の月以外の「保育施設入所保留通知」が必要な方は、申請時に申し出いただくか、保育課までご連絡ください。


なお、対象月の利用申込みをされていない方には「保育施設入所保留通知」は発行できません。

※令和7年1～3月分の「保育施設入所保留通知」が必要な方は、入所選考は行いませんが、必要な月の前月5日までに申請書類を提出していただければ、発行可能です。

※令和6年4月入所申請をしている方は、令和6年1月～3月分の「保育施設入所保留通知」が発行可能です。（申請時に申し出いただくか、保育課までご連絡ください。）

○ 申請に必要な書類について

DL 可の書類は
 コチラから →
 ダウンロード →
 可能です。 →



入所申請書類にかかわる注意事項

- ・本案内で【市指定の様式】の表記があるものは市指定の様式以外での受付はできません。
- ・就労証明書や診断書等については、提出日から3か月以内に証明されたものが有効です。
- ・保育の必要性の事由が複数ある場合、それぞれの必要な書類をご提出ください。
- ・家庭から2人以上の児童が同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに申請書を用意してください。
2人目以降の書類について、申請書以外のものは、コピーの提出を可とします。
- ・修正する場合は二重線で訂正し加筆してください。※修正テープや消えるボールペンの使用不可

申請に必要な書類

- (1) ≪【全ての方】≫教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書【市指定の様式】
- (2) ≪【全ての方】≫令和6年度新座市保育施設利用申込確認票【市指定の様式】
- (3) ≪【全ての方】≫マイナンバーを確認できる書類
- (4) ≪【全ての方】≫保育を必要とする事由を確認するための書類
- (5) ≪令和5年1月2日以降に新座市へ転入された方≫課税（非課税）証明書
- (6) ≪同居する満65歳未満の祖父母がいる方のみ≫祖父母の就労証明書等【市指定の様式】
- (7) ≪該当者のみ≫その他必要書類
- (8) ≪郵送提出の方のみ≫郵送用確認票（19ページ『郵送での申請書の提出について』をご覧ください）

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
- (2) 令和6年度新座市保育施設利用申込確認票

- ◆ 新座市保育課及び市内認可保育施設で配布しております。
- ※ 保育施設では、在庫状況によってお配りできないことがあります。ご注意ください。

(3) マイナンバーを確認できる書類（個人番号カード等）

- ◆ 申請書に記載していただく個人番号を確認するために使用します。
- ◆ 申請者（保護者）の個人番号カードを提示ください（申請児童や他の世帯員のカードは不要です）。

(4) 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※事由により添付書類が異なります。

No.	保育を必要とする事由	添付書類
①	月52時間以上の就労（内定を含む） （月13日以上かつ1日4時間以上） ※週3日の契約不可	【被雇用者】 (1) 就労証明書DL可【市指定の様式】 不規則勤務の方のみ直近のシフト表を3か月分
		【自営業者】 (1)~(3)全て提出 事業主が保護者の父母に当たる場合も、(1)~(3)全て提出 〔直近の確定申告書の写し、開業届出書の写し、営業証明証の写し等〕 不規則勤務の方のみ直近のシフト表を3か月分添付
		【内職】 (1)~(3)全て提出 (1) 就労証明書DL可【市指定の様式】 ※就労証明書の裏面をご確認ください。 (2) 就労状況申告書DL可【市指定の様式】 (3) 発注等の実績を証明する書類
		【就職内定者】 (1) 就労証明書DL可【市指定の様式】 不規則勤務の方のみ直近のシフト表を添付

②	下の子の 妊娠・出産	母子健康手帳の写し (氏名が記載された表紙及び出産予定日記載のページ)
③	保護者の疾病・障がい	(1) 診断書 DL可 【市指定の様式】 (2) 障がい者手帳の写し ※ (1)又は(2)のいずれかを提出
④	親族の介護又は看護 (月13日以上かつ1日4時間以上)	(1) 介護・看護状況申告書 DL可 【市指定の様式】 (2) 被介護者・看護者の診断書(任意の様式で可) 又は障がい者手帳の写し ※ (1)及び(2)を提出
⑤	災害復旧	罹災証明書
⑥	求職活動(起業準備含む)	求職活動状況申告書兼就労誓約書 DL可 【市指定の様式】
⑦	就学(職業訓練校等を含む) (月13日以上かつ1日4時間以上)	(1) 在学証明書(学生証、合格通知書等)のコピー(在学期間がわかるもの) (2) 1週間の授業日数及び時間がわかる書類(授業のカリキュラム等) ※ (1)及び(2)を提出
⑧	児童への虐待やDVのおそれがあるとき	虐待やDVに関する公的な書類等
⑨	その他、上記に類する状態として、 市長が認める場合	市長が必要と認める書類

(5) 市区町村民税課税(非課税)証明書(個人番号の利用により省略可能)

- ◆ 令和5年1月2日以降に新座市へ転入された方は、下記の①又は②の手続が必要です。
ただし、市外からお申込みされる方は、①のみでの受付となります。
- ◆ 入所選考において指数が同点となった場合、保護者(父母)の前年度の市区町村民税所得割額の合計額から優先順位を判定するため、提出がない場合、判定の際に不利となる場合がございます。

① 市区町村民税課税(非課税)証明書の提出

下記表1、2に該当の書類をご提出ください。

対象者	1 令和5年1月1日時点で新座市に住民登録がない方 (例:令和5年1月2日~令和6年1月1日の間に新座市へ住民登録を行った方)	2 令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方 (例:令和6年1月2日以降に新座市へ住民登録を行った方)
必要書類	【以下の1点の書類が必要です】 ・令和5年度課税(非課税)証明書	【以下の2点の書類が必要です】 ・令和5年度課税(非課税)証明書 ・令和6年度課税(非課税)証明書 ※令和6年度課税(非課税)証明書は令和6年6月以降に提出してください。

② 個人番号(マイナンバー)による情報連携【市内在住者のみ】

申込書に保護者全員の個人番号が記載されており、申込み時に(1)、(2)のいずれかの書類から個人番号及び申請者(窓口に来た)の本人確認が可能な場合、課税(非課税)証明書の提出を省略できます。

No.	個人番号確認書類	本人確認書類
(1)	個人番号カード	なし
(2)	個人番号が記載された住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> 顔写真付き本人確認書類(以下のうち1点) (運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等) 又は 本人確認書類(以下のうち2点) (公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等)

(6) 満65歳未満の祖父母と同居している場合について

- ◆ 同じ建物内で満65歳未満の祖父母と同居（世帯分離含む。）している場合、祖父母の保育の必要性の事由を証明する書類をご提出ください（13ページの（4）保育を必要とする事由を確認するための書類参照）。
- ◆ 提出がない場合は、入所選考の際に保育指数の減点の対象となります。

(7) その他必要書類

その他必要な書類（該当者のみ）		
一時保育か認可外保育施設（家庭保育室等）を週3日以上利用している場合	保育施設等在室証明書DL可【市指定の様式】	
生活保護受給者の方	生活保護受給証の写し	
保育士として就労又は就労予定の方 ※市内認可保育施設に1年以上の就労継続を同意いただける場合	(1) 市内認可保育施設の就労証明書 (2) 保育士証等の写し (3) 保育士就労継続同意書DL可【市指定の様式】	
配偶者と別居中又は離婚をお考えの方	別居中 又は離婚協議中	別居（離婚協議中）の相手方の保育の必要性の事由に応じた書類（就労証明書等） ※書類の提出が無い場合、求職扱いの選考となります。 ※別居中・離婚協議中の場合、ひとり親扱いになりません。
	離婚調停中 又は離婚裁判中	(1) 証明となる書類の写し（家庭裁判所からの調停期日通知書[夫婦関係調整事件]など） (2) ひとり親であることの申立書DL可【市指定の様式】 ※上記2点の書類を提出された場合、ひとり親の扱いとなります。上記書類の提出が無い場合、相手方の保育の必要性の事由に応じた書類の提出が必要となり、ひとり親扱いになりません。また、離婚が成立した場合でも、同一住所に居住していれば、ひとり親扱いになりません。
育児休業の延長を希望される方 （入所の優先度を下げて選考してほしい方） 保育園の入園を希望の方は提出不要	保育施設入所保留希望申立書DL可【市指定の様式】 ※申立書を提出された方は、入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行います。	
申請児童に障がいや病気等がある場合	診断書（任意の様式）又は障がい者手帳の写し	
申請児童が医療的ケアを必要とする場合	別途提出していただく書類がありますので、申請前に保育課へご相談ください。	
申請児童の保護者又は同居している家族が障がい者手帳を所持している場合	障がい者手帳の写し	
出生前児童の保育施設利用申込みをする場合 （4月入所のみ）	(1) 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ） (2) 出生前児童の保育施設利用申込みに係る同意書DL可 (3) 出生後届出書（保育施設利用申込者用）DL可 ※(1)、(2)は申込み時に提出し、(3)は出生後14日以内に提出してください。	
特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している児童が世帯にいる場合	在園証明書（任意様式） ※保育料の算定に影響するため、提出にご協力ください。	

○ 申込みの際の注意事項

就労要件での申込みについて

- ◆ 就労要件による選考の場合、申請時と同じ日数・時間を入所後も継続して勤務することが条件です。入所後、又は入所月までに転職・退職や勤務日数・時間が短くなっている場合、入所内定取消又は退園となる場合があります。転職等のご予定がある方は、申込みの前に事前に保育課へご相談ください。
- ◆ 就労要件に満たない勤務形態(月12日以下若しくは週3日以下又は1日4時間未満の勤務)の場合、就労要件に満たないため、求職要件による選考となります。
- ◆ 就労日数及び時間の拡大を予定している場合、拡大後の就労日数及び時間については、就労内定とみなし、現在の就労状況と比べて指数の高い方で選考します。対象の方は、就労証明書の特記事項に拡大後の勤務日数及び時間、拡大予定日の記入をお願いします。また、拡大後に再度、就労証明書の提出が必要です。入所後は拡大後の就労日数等を継続する必要があります。
- ◆ 就労先が複数ある場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。
- ◆ 就労内定の方は、入所前に採用される場合、就労の指数とみなします。入所後に採用される場合、就労内定の指数とみなします。就労開始後に、再度、就労証明書の提出が必要です。

求職活動中の申込みについて

- ◆ 求職要件で入所した場合、入所月から2か月と10日以内に①「教育保育給付認定変更申請書兼届出書」、②「就労証明書」を提出し、入所月から3か月以内に就労開始できない場合は、退園となります。
例) 4月入所の場合、6月10日までに上記①及び②を提出し、6月末までに就労開始できなければ退園

下の子の産前・産後休業期間中(妊娠・出産要件)の申込みについて

妊娠・出産要件で保育施設に入園された方は、在籍期間が次のとおりになります。

<在籍期間>

- ◆ 妊娠・出産要件で入所した場合、在園できるのは、原則5か月間(出産予定月とその前後2か月の間)が限度です。期間終了後に保育施設の利用を希望する場合は、再度入所申請が必要となります。
例) 8月出産予定の場合、6月7月8月9月10月が在園期間で10月末に退園となります。
- ◆ 期間終了後に途切れなく保育の必要性の事由(求職要件、育児休業中は除く)がある場合は、退園することなく継続して在籍することができます。

<妊娠・出産要件での選考になるケース>

◆ 産前休業中の場合

入所希望月の1日時点で産前休業を取得している場合、又は入所月内に産前休業を取得する場合は、妊娠・出産要件でのお申込みとなります。入所希望月の1日時点で産前休業を取得せず就労しており、かつ、ひと月以上就労を継続する場合、就労要件となります。

例) 4月1日に入所希望の場合
⇒4月中に産前休業を取得せず、就労する場合は就労要件
4月1日時点又は4月中に産前休業を取得予定の場合は妊娠・出産要件

◆ 産後休業中の場合

入所月の翌月1日までに復職が可能であれば就労要件、不可能であれば出産要件による入所となります。

例) 4月1日入所の場合
⇒5月1日までに復職が可能であれば就労要件、不可能であれば妊娠・出産要件

育児休業を取得中の申込みについて

- ◆ 育児休業中で入所が決まった場合、入所月の翌月1日までに申請時と同じ勤務先に同条件での復職が条件となります。上記条件で復職できない場合、退園となります。育児休業にかかわる子ではない上の子も同時申請した場合、上の子だけが入所となっても同様です。
例) 4月1日に入園した場合、5月1日までに職場復帰することが条件となります。
- ◆ 育児休業中の転園申請についても、転園した月の翌月1日までに復職することが条件となります。ただし、小規模保育施設(2歳児クラスまでの施設)を卒園するお子様が転園した場合については、この限りではありません。
- ◆ 育児休業は職場での就業上の規定がある場合に該当し、就業上の規定が無い場合、育児休業の加点の対象となりません。また、転園申請は育児休業の加点の対象となりません。

【育児休業の加点とならないケース】

- ・ 個人経営の自営業の育児休業取得
- ・ 一度退職扱いとなり、再雇用となる場合
- ・ 育児休業終了までに雇用期間が満了し、更新がされない場合
- ・ 職場に就業上の規定がなく、独自の制度で育児休業を取得している場合
- ・ 入所月よりも前に育児休業が満了し、復職する場合

⚠ 注意事項

入所月の翌月1日までに申請時と同じ勤務先に同条件での復職ができない場合、内定の取消し又は入園後でもその事実がわかった場合は退園になる場合があります。

<退園になる場合>

- 入所月の翌月1日までに復職しなかった場合(育児休業を延長した場合)
- 元の勤務先に復職せずに、退職・転職(部署や派遣先の変更は除く)した場合
- 申込み時に提出した就労証明書の契約(就労時間・日数)と異なる条件で復職した場合

育児短時間勤務制度を利用予定の申込みについて

- ◆ 入所選考は、契約上の勤務時間で行います。教育・保育給付認定は、時間短縮後の勤務時間で認定します。なお、育児短時間勤務制度を利用する場合でも、月52時間以上の就労(内定を含む)(月13日以上かつ1日4時間以上、※週3日の契約不可)の条件は満たしてください。

育児休業給付金の延長について ※詳しい手続等内容については、勤務先又はハローワークへお問い合わせください。

- ◆ 保育施設に入所できないことを証明する書類として「保育施設入所保留通知書」を発行しています。通知書を希望の方は申込みの際に発行希望の対象月をお伝えください。
- ◆ この通知書は「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」の申請を行っており、入所保留となった方のみ発行可能です。「保育施設入所保留通知書」が必要な月の申請をされていない方には発行できません(遡っての発行不可)。12ページの【保育施設入所保留通知について】もご確認ください。

育児休業延長のために入所申請をされる方について

- ◆ 育児休業の延長のために入所保留を希望される方については、入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うことが可能です。ご希望の方は、「保育施設入所保留希望申立書」をご提出ください。

ただし、申立書を提出いただいた方についても、入所保留を保証するものではありません。希望園に空きがあった場合は、内定となります。辞退されると減点(-5)となります。

なお、「保育施設入所保留希望申立書」は当該年度中で有効となります。年度途中で申出を解除する場合は希望する入所月の申請期間(事前の提出不可)に保育施設入所保留希望解除申立書にて変更となる旨を届け出ていただく必要があります。

申込み児童に障がいや発達の遅れがある場合について

- ◆ 発達や健康状況等に心配があるお子様の入所を希望する場合は、申請前に保育課へご相談ください。
- ◆ 法人の保育施設を申請する際は、入所内定後の施設での面談で受入不可となることを避けるため、必ず希望する保育施設にお子様の状況を申請前に相談の上、受入可能と判断された保育施設を希望園としてご記入ください。
- ◆ 入所環境が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。
- ◆ お子様の状態により、入所内定後の面談で受入不可となる場合があります。
- ◆ 医療的ケアが必要なお子様の入所を希望する場合は、別途提出していただく書類がありますので、申請前に保育課へご相談ください。

希望園の選び方について

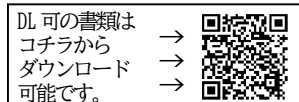
- ◆ 保育施設の事前見学や、通園可能な範囲内かなど十分検討した上でお申込みください。**内定辞退や入所年度内の転園申請は、当該年度中の入所選考において保育指数が減点の対象となることがあります。**
- ◆ 入所選考において、他の方と同一指数による判定となった場合、保育施設の希望順位によって優先順位を判定する場合があります。希望される保育施設の順番を十分検討した上で、お申込みください。
- ◆ 認定こども園における、同一園の教育利用（1号認定）と保育利用（2号認定）を希望する場合は、施設とご相談の上、お申込みください。

希望園の追加・変更について

- ◆ 各月の入所申請期間内に保育課まで電話連絡いただければ変更可能です。
- ※各月の申請期間を過ぎて希望園の変更を行った場合は、対象の申請期間に該当する入所選考以降の反映となります。

0歳児クラスの申請について

- ◆ 0歳児クラスについては、施設によって利用できる月齢が異なります。入所希望月の1日現在の月齢が基準となりますので、ご注意ください。
 - ◆ 0歳児クラスの利用可能時間は、他の年齢の児童と異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ※各保育施設の受入可能月齢及び利用可能時間については、41、42ページをご覧ください。



○ 出生前児童の保育施設利用申込みについて

出生前の申込みについて

- ◆ 4月入所に限り、出生前児童の保育施設利用申込みをすることができます。**4月入所（一次選考又は二次選考）の申請期間にお申込みください。**
- ◆ 申込書の氏名欄には氏のみを記入し、生年月日欄には出産予定日を記入してください。
- ◆ お申込みの際に「母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載のページ）」及び「出生前児童の保育施設利用申込みに係る同意書」**DL可**を別途提出してください。
- ◆ 出産予定日から起算し、4月1日時点で受入可能月齢に達する施設のみを入所希望施設とすることができます（下表参照）。

施設が定める受入可能月齢	申込み可能な出生予定日
生後43日	令和6年2月18日以前なら申込み可
生後57日	令和6年2月4日以前なら申込み可
生後2か月	令和6年2月1日以前なら申込み可
生後3か月	令和6年1月1日以前なら申込み可
生後4か月	令和5年12月1日以前なら申込み可

出生後の手続きについて

- ◆ 出生後、原則14日以内に「出生後届出書（保育施設利用申込者用）」DL可を提出してください（郵送可）。提出されない場合、入所内定取消となることがあります。
- ※入所内定後であっても、出生日が予定日と異なったことにより、4月1日時点で入所内定施設の受入月齢に達していない場合は、入所内定取消となります。入所申込みは継続されることとなり、5月入所以降の入所選考の対象となります。入所申込みを取り下げの場合は、保育課までご連絡ください。

○ 郵送での申請書の提出について

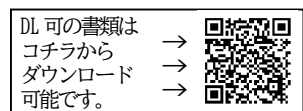
- ◆ 郵送でも受け付けします。郵送でお申込みの場合、申請期間の締切日までに保育課に到着している申請が有効となります。締切日以降に到着した申請については、次回の入所選考から審査の対象となります。
- ◆ 受付完了後、受付控えをご自宅に郵送します。
- ◆ 郵送事故等による責任は負いかねますので、不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法でご提出ください。
- ◆ 申請時点で新座市外にお住まいの方は、郵送・窓口ともに受け付けできません。住民票がある市区町村の窓口にご直接お申込みください。

送付先 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号 新座市保育課入所係

○ 市内在住で新座市外の園を希望する方

- ◆ 新座市に住民登録がある方で、市外の保育施設の利用を希望する場合、希望する市区町村の締切日の10日前までに新座市保育課まで申請をお願いします。
- ◆ 市区町村によって締切日や必要書類等が異なるため、必ず事前に希望する市区町村に確認の上、お申込みください。また、市外の方の受入れを制限している場合がありますので併せてご確認ください。
- ◆ 入所選考は希望する保育施設のある市区町村の基準に基づき行われます。
- ◆ 入所後は、原則、保育施設のある自治体の規定に従っていただきます（就労開始の期限など）。
- ◆ 市外への転出予定のない方は、「教育・保育給付認定」は新座市が行います。必ず新座市の申請書類（教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書、就労証明書等）での申請をお願いします。また、別途、希望する市区町村でも必要書類がある場合がありますので、ご注意ください。

○ 市外在住で新座市内の園を希望する方



- ◆ 住民登録のある市区町村に新座市の締切日の10日前までにお申込みください。
- ◆ 申請書類は、お住まいの市区町村の様式をご使用いただけます。
- ◆ 内定を辞退する場合や希望園を変更する場合は、お住いの市区町村へ申し出てください。

転入予定ありで申込みされる方へ

- ◆ 新座市へ転入予定の方は、①「令和6年度新座市保育施設利用申込確認票(新座市外から転入予定の方用)」DL可、②「転入誓約書」DL可、③「不動産売買契約書又は賃貸借契約書の写し（転入予定の住所・建物の引渡し日・契約者名が記載されたもの）」をご提出ください。
※すでに新座市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定の方は、③の書類の代わりに、その住居の世帯主が、転入予定の住所・転入予定日・転入予定者全員の氏名を記入した申込書（様式自由）を提出してください。
- ◆ 入所希望月の前月末までの転入が確認できる場合は、新座市民として選考を行います。
- ◆ 新座市に転入後、新座市で再度申請の手続きが必要となりますので、転入手続きと併せて保育課にお越しいただくようお願いいたします。

転入予定なしで申込みされる方へ

- ◆ 新座市に転入予定が無い場合、申込み時に「令和6年度新座市保育施設利用申込確認票(市外在住者・転入予定なしの方用)」DL可をご提出ください。なお、公立保育園への申込みはできません。
- ◆ 転入予定の無い市外在住者については、新座市民(市外から転入予定ありの方を含む)の選考が終了した後に、選考を行います。
また、市外からのお申込み(市外から転入予定ありの方を除く)については、市内の申請者を優先に選考し、年度当初から当分の間、年齢ごとに、各年齢の定員数が残り2名に達するまでの範囲で選考の上、受入れを行います。
- ◆ 令和6年4月1日入所において、転入予定の無い市外在住者の申込みは二次選考からの受付となります(市内在勤者も同様)。申込みをお考えの際はご注意ください。

○ 入所選考(利用調整)について

入所選考は「新座市保育施設入所選考基準表」(43ページ参照)に基づいて保育指数を算定し、指数の高い方を優先度が高いものとして、順番に入所内定の決定を行います。申請順(先着順)ではありません。

また、保育指数が同一の場合は、「同一指数の場合の判定基準」(44ページ参照)に基づいて優先度の判定を行います。

例) A園に1枠空きがあり、指数が74点で第1希望から第4希望の園に空きが無く、A園を第5希望にしている方と、70点でA園を第1希望にしている方がいた場合、74点の方がA園に内定することになります。

<保育指数の算出方法>

$$\boxed{\text{父の基礎指数}} + \boxed{\text{母の基礎指数}} + \boxed{\text{調整指数}} = \boxed{\text{保育指数}}$$

※基礎指数が2項目以上該当する場合は、原則、最も高い指数を当該保護者の指数とします。

※父又は母が不在の場合は、その基礎指数は30点となります。

<入所選考の結果>

- ・入所選考の結果は、郵送により通知します。
- ・令和6年4月1日入所の一次選考の結果は令和6年1月26日(金)、二次選考の結果は2月22日(木)発送を予定しています。それ以降の各月の結果は、入園月の前月15日頃の通知となります。

⚠ 注意事項

入所選考は申込み時に提出された書類から入園時(入園後)の状況を見て行うため、申請書類の内容が変わってしまうと、公平な選考が行えなくなります。


本来入園できなかったはずの方が入園し、入園できたはずの方が入園できないといった不公平な状況を避けるためにも、申請書類は入所時(入所後)の状況(保育要件、就労状況、家庭状況等)が記載されたものを提出してください。入所後に状況が変わる予定がある方は、申込み前に保育課へご相談ください。

なお、内定後又は入園後の状況が申請書類に記載された状況と異なることが判明した場合、内定の取消又は退園になる場合があります。



よくある質問と回答

Q1	令和6年度に新設される認可保育施設はありますか？
A1	令和6年度に新設される認可保育施設はありません。
Q2	利用を希望する保育施設を検討するために施設見学をしたいのですがどうすればよいですか？
A2	見学については、保育施設に直接お問い合わせください。
Q3	入所する児童はどうやって決まるのですか？
A3	入所選考は「新座市保育施設入所選考基準表」（43ページ参照）に基づいて保育指数を算定し、指数の高い児童を優先度が高いものとして、順番に入所内定の決定を行います。申請順（先着順）ではありません。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは20ページへ</div>
Q4	就労要件で申込みをして入所内定となりましたが、申込みから入所までの期間に就労条件（勤務先・勤務日数・勤務時間等）が変わりました。入所内定となった保育施設に入所することはできますか？
A4	就労要件による申込みの場合、申込み時と同じ就労条件で入所後も継続して就労することが条件です。入所後又は入所までに就労条件の変更に伴い、保育指数が下がる場合、入所内定取消又は退園となることがあります。 転職や退職等により就労条件が変更となるご予定の方は、申込み前に保育課へご相談ください（申込み後に就労条件が変更されることとなった場合は至急ご連絡ください。）。
Q5	兄弟姉妹で同時に申し込む場合の申請書類は1人1セット必要ですか？
A5	入所児童1人につき1セット揃えていただく必要があります。 ただし、申請書以外のものは、1部原本をご提出いただければ、兄弟姉妹分はコピーの提出を可とします。
Q6	育児休業からの復職予定で兄弟姉妹を同時に入所申込みした結果、1人のみ入所内定となりました。1人のみ入所となった場合でも復職する必要がありますか？
A6	育児休業からの復職予定で申込みした結果、1人でも入所する場合は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。兄弟姉妹全員が入所できないと復職できない場合は、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」中の2人以上の申請がある方が記入する「希望入園方法」欄で1か2のいずれかを選択してください。
Q7	保育施設は月途中でも入所できるのですか？
A7	保育施設への入所時期は、4月から12月までの各月1日入所のみです。
Q8	育児休業の延長に必要な保育施設に入所できなかった証明をもらえますか？
A8	保育施設に入所できないことを証明する書類として「保育施設入所保留通知書」を発行しています。保育施設の入所申込みをしたが入所できなかった方へ発行することができます。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは12・17ページへ</div>
Q9	育児休業を延長したいので、できる限り入所できないようにできますか？
A9	入所選考の際に入所の優先度を下げて選考を行うことができます。ご希望の方は、「保育施設入所保留希望申立書」をご提出ください。
Q10	申込み時点で新座市外在住ですが、新座市の保育施設に申込みをする場合の申込み先はどちらですか？
A10	新座市への転入予定の有無にかかわらず、申込み時点で住民登録のある市区町村へ新座市の締切日の10日前までにお申込みください。 <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは19ページへ</div>

Q 1 1	保育施設ごとの入所できた世帯の指数を教えてくださいませんか？人気のある園を教えてくださいませんか？
A 1 1	申込みされる方の状況は毎年毎月異なり、内定した世帯の指数は変動するので、公開しておりません。新座市では保育施設ごとの入所倍率をだしていないので、人気のある園も回答できません。
Q 1 2	保育施設の空き状況はどこで公開しているのですか？
A 1 2	4月～12月の1日時点の空き状況を毎月1日に市ホームページで公開しています。 (保育施設待機児童一覧) 
Q 1 3	出生前児童の入所申請はできますか？
A 1 3	令和6年度より4月入所申請（1次選考及び2次選考）のみ出生前児童の入所申請を受付けます。 <div style="border: 2px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">詳しくは18ページへ</div>
Q 1 4	育児休業中で入所が決まった場合、いつまでに復職すればよいですか？
A 1 4	入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。「復職証明書」を復職後2週間以内に市役所の窓口または通園中の保育園に提出してください。

教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書

新座市長 宛て

記入日 令和 6 年 4 月 1 日

保護者(申請者) 新座 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育施設の利用を申し込みます。

申請に係る 小学校就学前 児童	氏 名		生 年 月 日		令和6年4月1日時点の年齢
	(フリガナ) ニイザ ジロウ 新座 次郎		平成(令和) 5 年 5 月 1 日生		0 歳
個人番号	* * * * *		* * * * *		
保護者住所	〒352-8623 新座市 野火止1-1-1 にいざマンション101号		電話番号	048 - * * * - * * * *	
			父携帯	090 - * * * - * * * *	
			母携帯	080 - * * * - * * * *	
令和 4 年 1 月 1 日の住所	父：新座市内(市外) (△△△) 市区町村		母：新座市内(市外) (△△△) 市区町村		
令和 5 年 1 月 1 日の住所	父：新座市内(市外) (○○○) 市区町村		母：新座市内(市外) (○○○) 市区町村		
令和 6 年 1 月 1 日の住所	父(新座市内) 市外 () 市区町村		母(新座市内) 市外 () 市区町村		

①世帯の状況 ※申請児童の兄弟・姉妹、同居している祖父母の状況も漏れなく記入してください。
※別居し、かつ生計を一にしている方がいる場合は、世帯員の欄に記入してください。

区分	氏 名	児童との続柄	生 年 月 日	個人番号(マイナンバー)		障がい者 手帳の有無	保育施設または放課後児童 保育室の利用状況
				職業又は学校名等			
児童の 世帯員	(フリガナ) ニイザ 太郎 新座 太郎	父	大正(昭和)・平成・令和 60年1月15日生	* * * * *	会社員	無	世帯員の個人番号も、忘れずに記入してください。
	(フリガナ) ニイザ ハナコ 新座 花子	母	大正・昭和(平成)・令和 5年7月13日生	* * * * *	パート	無	有
	(フリガナ) ニイザ イチロウ 新座 一郎	兄	大正・昭和・平成(令和) 2年2月13日生	* * * * *		無	有
	(フリガナ) ニイザ ハジメ 新座 はじめ	祖父	大正(昭和)・平成・令和 36年3月31日生	* * * * *	自営業	無	有
	(フリガナ) ニイザ サキ 新座 さき	祖母	大正(昭和)・平成・令和 35年3月3日生	* * * * *	無職	無	有

生活保護の適用の有無 無・有【ケースワーカー()】平成・令和 年 月 日保護開始

区分	氏名	年齢	健康状況	職業	住所	別居の状況	
祖父母	父方祖父	不存在(健在)	上記のとおり	63歳	良(不)	無(有(正規))	別居・同居所別棟 同居所世帯分離
	父方祖母	不存在(健在)	上記のとおり	64歳	良(不)	無(有())	別居・同居所別棟 同居所世帯分離
	母方祖父	不存在(健在)	野火止 五朗	71歳	良(不)	無(有(パート))	東京都△△市□□1-1-1 別居・同居所別棟 同居所世帯分離
	母方祖母	不存在(健在)	死別(離別)			良(不)	無(有())

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 年 月 日まで 就学前まで	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 入園申請・ <input type="checkbox"/> 転園申請
利用を希望する 施設(事業者)名 ※希望する保育施設順 に記入してください。	施設(事業者)名		
	第1希望	〇〇保育園	第5希望
	第2希望	△△保育園	第6希望
	第3希望	□□認定こども園(保育利用)	第7希望
	第4希望	××保育園	第8希望 以降

入所選考において、同点競合の場合、保育施設の希望順位により優先順位が判定されます。

③税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む。)、個人番号及び世帯情報を見閲することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することに同意します。

保護者氏名

保護者(申請者)の署名が必要となります。
署名が無いものは受付できません。

保育記入

その他

整理番号

保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育等）において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）
	<input type="radio"/> 無	幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合（保育園等と併願の場合を除く） 【④の記入は不要です。】

④保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 月52時間以上（月13日以上かつ1日4時間以上）の就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 虐待やDV <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の児童 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 月52時間以上（月13日以上かつ1日4時間以上）の就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学・職業訓練 <input type="checkbox"/> 虐待やDV <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の児童 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	ひとり親家庭の状況	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 離婚調停中 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他（ ） 平成・令和 年 月 日（頃）から
	児童の送迎	父親が送迎する場合 自宅⇒第1希望の保育施設の送迎方法（ 徒歩 ）, 所要時間（ 20 ）分 第1希望の保育施設⇒勤務先等の通勤方法（ バス、電車 ）, 所要時間（ 60 ）分 母親が送迎する場合 自宅⇒第1希望の保育施設の送迎方法（ 徒歩 ）, 所要時間（ 10 ）分 第1希望の保育施設⇒勤務先等の通勤方法（ 徒歩 ）, 所要時間（ 30 ）分 その他（ ）が送迎する場合 自宅⇒第1希望の保育施設の送迎方法（ ）, 所要時間（ ）分 第1希望の保育施設⇒勤務先等の通勤方法（ ）, 所要時間（ ）分	<small>※父親、母親以外に送迎者がいる場合は、その他に記入してください。</small>
希望する利用時間等	利用曜日		利用時間
	<input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 火 <input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 木 <input checked="" type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土		8時30分から16時30分まで
	利用可能時間・月齢の確認		
希望保育施設の利用可能時間を案内で確認した ※0歳児クラスは短時間保育のみの施設もあるため特に注意	<input checked="" type="checkbox"/> はい （記入した利用時間が希望保育施設の利用可能時間内になっている）		
≪0歳児クラス入所希望月の達しているか	<input checked="" type="checkbox"/> はい 利用曜日・時間については、入所後、保育施設と調整の上、決定となります。保育施設によっては利用時間に制限を設けている場合がありますので、ご注意ください。		

※ 教育・保育給付認定（変更）通知書と認定証の記載内容は同じものとなります。

※保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業を申込みの場合、必ずご記入ください。

申請に係る児童名	新座 次郎		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 一時保育や認可外保育施設等を利用している場合、在室証明書を添付してください。利用日数に応じて利用調整の際に加点となる場合があります。※在室証明書の添付が無い場合、加点の対象外です。 </div>			
⑤申請児童の状況			
現在の保育状況	1 保育施設等へ預けている ※一時保育や家庭保育室、勤務先託児所等を利用している場合、在室証明書をご提出ください。 施設名 <u>〇〇〇保育園</u> いつから 平成 <u>(令和)</u> 5 年 9 月 1 日から 1か月当たりの利用日数 <u>12</u> 日程度 保育時間 <u>9 時 0 0 分</u> ~ <u>1 6 時 0 0 分</u>		
	2 保護者が保育をしている 保育場所 (<u>自宅・会社・その他</u>)		
	3 祖父母が保育をしている 保育場所 (<u>自宅・祖父母宅・会社・その他</u>)		
	4 その他(具体的な保育状況) (<u>令和6年1月から母復職予定。復職後、保育園入所までは祖母が保育する。</u>)		
入園できなかった場合の児童の保育等	1 民間保育園(家庭保育室、勤務先託児施設等)に預ける		
	2 <u>親類、知人に預ける</u> 預け先 ()		
	3 育児休業延長 4 その他 ()		
分娩	<u>正常</u> 早産(か月)・その他()	体重	出生時(〇〇〇〇g) 現在(△△△△g)
児童の健康・発達について	(1) 既往歴 はしか <u>水痘</u> ・おたふく風邪・百日咳・風疹・中耳炎 ヘルニア・熱性けいれん・肺炎・その他()		
	(2) 大きな病気、けがをしたことがありますか ある <u>ない</u> 病名 _____ 期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	(3) アトピーはありますか ある <u>ない</u>		
	(4) 食物アレルギーはありますか <u>ある</u> ない どのような食べ物ですか <u>卵・そば</u> 除去食は必要ですか <u>はい</u> ・いいえ		
	(5) 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」又は「精神障がい者手帳」をお持ちですか ある <u>ない</u> 身体障がい者手帳 () 級 療育手帳 <u>①</u> ・A・B・C 精神障がい者手帳 () 級		
	(6) 発達や慢性的な病気のことで相談している病院や施設がありますか ある <u>ない</u> 施設名 _____ 病名等 _____		
	(7) 通所している療育(発達支援)施設はありますか ある <u>ない</u> 施設名 _____ いつから 平成・令和 年 月 日から 1か月当たりの利用日数 _____ 日程度 利用時間 _____ 時 分 ~ _____ 時 分		
	(8) 市で実施する乳幼児健康診査で指導を受けたことはありますか <u>ある</u> ・ない 1か月 <u>3~4か月</u> 9~10か月 指導内容 <u>〇〇〇〇について</u> 健診時期 <u>1歳6か月・3歳</u>		
	(9) その他健康・発達について心配なことがありますか ある <u>ない</u> ある場合は詳細をご記入ください		
	(10) 上記(5)~(8)のいずれかで「ある」と回答した方のみご記入ください。 集団生活 <u>可</u> ・不可 希望保育施設への受入れ可否の相談 <u>有</u> ・無 ⇒ 無の場合は、入所内定後の施設での面談で受入れ不可となることを避けるため、事前に受入れ可否を確認してください。		

2人以上の申請がある方は裏面もご記入ください。

⑥ 2人以上の申請がある方(下記の1から5までのいずれか一つに○を記入してください)

希望入園方法	<p>【全員同時でなければ入所を希望しない場合】</p> <p>1 全員同じ保育施設でなければ入所しない。</p> <p>2 別々の保育施設でも入所する【下欄A、Bを選択】 ⇒ A 上位の希望施設で別々になるよりも、下位の希望施設で同じ保育施設を希望 B あくまで希望順位を優先する</p>	<p>兄弟姉妹を同時に申込み場合、1から5のいずれか一つに必ず記入してください。</p>
	<p>【1人だけでも入所を希望する場合】</p> <p>③ 入所優先児童以外が先に入所することは希望しない (入所優先児童名： 新座一郎)</p> <p>4 入所可能な児童の入所を希望する</p>	<p>□1 及び □2 について 両方回答してください</p>
	<p>□1 同時に入所できる場合【下欄A、Bを選択】 ⇒ ① A 上位の希望施設で別々になるよりも、下位の希望施設で同じ保育施設を希望 B あくまで希望順位を優先する</p> <p>□2 同時に入所できない場合【下欄a、bを選択】 ⇒ a 入所できなかった児童は、先に入所できた児童と同じ園のみ希望する ② b 入所できなかった児童は、先に入所できた児童と別々の保育施設でも入所する</p> <p>※1人だけが入所した場合でも、就労の開始又は復職が条件となります。</p>	
	<p>5 その他 ()</p>	

○ 入所内定となった場合について

面談について

- ◆ 入所内定後、内定した保育施設で面談をしていただきます。
- ◆ 面談の結果、お子様の健康状態や現在の保育状況等によっては、入所できない場合があります。

慣れ保育について

- ◆ 入所してから園に慣れるまでの間、慣れ保育となり、短い時間の預かりとなります。お迎え時間が早くなりますのでご注意ください。
 お子様の状況によりますが、集団生活に慣れるまでの1週間から2週間程度が慣れ保育の期間となります（保育施設の判断により、期間は異なります。）。また、転園時も慣れ保育を行います。

土曜保育について

- ◆ 土曜保育は、保護者の方全員の就労等により、保育が必要と認められた場合に限りま。

アレルギー等がある場合について

- ◆ 除去食等の対応が必要な場合、医師の診断書・指示書・アレルギー疾患生活管理指導表を各施設に提出してください（対象の方には内定通知発送の際に必要な書類を同封します。）。

入所内定の辞退について

- ◆ 入所内定後に内定を辞退する場合は、速やかに新座市保育課までご連絡をお願いします。入所日を過ぎての内定辞退は行えません。
 また、内定を辞退した場合、当該年度中の入所選考において、保育指数が減点の対象となります。
- ◆ 内定辞退された月の「保育施設入所保留通知書」は発行できません。

○ 入所できなかった場合（入所保留）について

妊娠・出産要件での申込みの方は、妊娠・出産期間（出産予定月とその前後2か月の間）終了後、申請は自動的に取下げとなります。

幼稚園に入る、転出するなどの理由で申請を取り下げの場合は、保育課までご連絡をお願いします。

申請内容の変更について

- ◆ 保留期間中に申請内容に変更が生じた場合、速やかに必要書類を提出してください。
- ◆ 申請内容に変更が生じたにもかかわらず書類の提出が確認できず、入所内定後に申請内容等に変更が生じていることが判明した場合、内定取消し又は退園となります。




変更事由の例	必要書類
住所、氏名、世帯構成（離婚・結婚・同居など）が変わったとき	教育・保育給付認定変更申請書兼届出書DL可【市指定の様式】
申請児のきょうだい（弟・妹）を出産するとき	母子手帳の写し（氏名が記載された表紙と分娩予定日のページ）
申請児童の健康状態等が変わったとき（アレルギーや発達の遅れ等）	保育課まで連絡をお願いします。
就労日数や時間の変更・就労先の変更（転職）・就労内定から就労開始したとき	就労証明書DL可【市指定の様式】（最新の就労状況が記載されたもの）
離職したとき	求職活動調書兼就労誓約書DL可【市指定の様式】
育児休業から復職したとき ※特記事項に復職日をご記入ください。	就労証明書DL可【市指定の様式】（復職後に記載されたもの）
認可外保育施設や一時預かり等に預け始めたとき	保育施設等在室証明書DL可【市指定の様式】

※期間を過ぎて書類が提出された場合は、対象の受付期間に該当する入所選考以降の反映となります。

○ 入所後について

入所後の教育・保育給付認定の変更について

- ◆ 就労状況や家庭状況に変更が生じた場合、教育・保育給付認定や保育料に変更が生じる場合があります。その際は、「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」**DL可**と下記の必要書類の提出をお願いします。
- ◆ 変更が発生する日付より前に、必要に応じた書類の提出をお願いします。変更が発生する日付より後に書類が提出された場合、その收受日以降の認定変更となります（書類の收受日より遡って変更することはできません）。
- ◆ 書類の提出先は保育課または各保育施設となります。

DL可の書類は
 コチラから → 
 ダウンロード → 
 可能です。 → 

変更事由の例	「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」以外の必要書類
住所・氏名・世帯構成（離婚・結婚・同居など）が変わったとき	
勤務先の変更（転職）や就労内定から就労を開始したとき <small>※異動により勤務地のみ変更となる場合には、新たな勤務地を「⑨その他」に記入し、就労証明書の添付は不要です。</small>	就労証明書 DL可 【市指定の様式】 <small>※自営業の場合は、上記書類とあわせて就労状況申告書DL可【市指定の様式】・直近の確定申告書等自営の証明となるものを提出</small>
在園児のきょうだい（弟・妹）を出産するとき	母子手帳の写し（氏名が記載された表紙と分娩予定日のページ）
在園児のきょうだいの育児休業を取得したとき	育児休暇等取得証明書 DL可 【市指定の様式】
産後休暇・育児休業から復職したとき	復職証明書 DL可 【市指定の様式】
介護・看護が必要となったとき	(1) 介護・看護状況申告書 DL可 【市指定の様式】 (2) 被介護者・看護者の診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写し ※(1)及び(2)を提出
離職したとき	就労誓約書 ※窓口でのみ記入できます。DL不可。
その他変更が生じたとき	必要書類を保育課へ提出

長期休園について

保育施設を1か月以上継続してお休みする場合は、保育の必要性がないものとみなし、退園となります。対象となる方は、退園の手続きをお願いします。なお、お子様の病気や保護者の里帰り出産等のやむを得ない事情で1か月以上通園できない場合は、保育課までご相談ください。

転園及び退園について

◆ 転園をご希望の方

新規での入園申込み同様に書類一式を揃えてお申込みください。現在、利用中の保育施設に内定した同年度内での転園申請は、入所選考の際に減点の対象となります。なお、転園希望先にきょうだいが在籍している場合は減点の対象なりません。

◆ 退園をご希望の方

事前に「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」に退園日を記載し、保育課まで提出をお願いします。書類提出日より遡っての退園はできません。なお、月の途中で退園する場合は、保育料の月額を日割り計算します。

現況確認について

毎年9月頃に現況確認（世帯状況や保育を必要とする事由に引き続き該当していることを確認）を行います。詳しい手続きは、9月頃に在園施設を通してご案内しますので、必要書類（就労証明書等）の提出をお願いします。

○ 保育料について

保育料の無償化について

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さまは、無償化により保育料がかかりません。
- ◆ 2歳児クラスのお子様は年度中に3歳となった場合でも、年度末までは2歳児クラスの保育料となります。
- ◆ 実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）や延長保育料は、無償化の対象外となります。**実費で徴収している費用は保育施設により異なりますので、詳しくは各施設へお問合せください。（実費徴収：33～36ページ参照）**

保育料の決定について

- ◆ 保育料は、該当年度の市区町村民税所得割額（保護者合計額）により決定します。（31ページ参照）

保育料納付月	算定根拠となる市区町村民税の年度
令和6年4月～令和6年8月分の保育料	令和5年度分の市区町村民税所得割額
令和6年9月～令和7年3月分の保育料	令和6年度分の市区町村民税所得割額

- ◆ 所得割額については、自治体で発行している次の書類等でご確認いただけます（下記参照）。
 - ・【主に会社員・公務員など】特別徴収税額決定通知書（毎年5月頃発送）
 - ・【主に自営業】納税通知書（毎年6月頃発送）
 - ・課税証明書
- ◆ 税額控除のうち調整控除のみ反映され、「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方は、その額を所得割額に加算した額で保育料を算定しますので、**ご注意ください。**
- ◆ 保育料は、登園していなくても退園の手続きをしなければ発生します。
- ◆ 祖父母が同居しており、父母が非課税世帯の場合、祖父母の市区町村民税所得割額で保育料を算定する場合があります。父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。
- ◆ 未申告等により該当年度の市区町村民税所得割額が確認できない場合、最高階層の保育料となります。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見本

保育料算定根拠年度に注意

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得区分	所得金額①
----	-------------------------	------------------------	------	-------

所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	所得金額③
------	---	-------------------------------------	---------	-------

市民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
-----	--	-----	--

課税標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既納付額⑩ 既納付額⑪ 変更前税額⑫ 増減額⑬	変更月
------	---	---	-----

拡大したもの

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得区分	所得金額①
----	-------------------------	------------------------	------	-------

所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②	所得金額③
------	---	-------------------------------------	---------	-------

「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方はこの摘要欄に金額が記載されています。

市民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	県民税	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
-----	--	-----	--

課税標準	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既納付額⑩ 既納付額⑪ 変更前税額⑫ 増減額⑬	変更月
------	---	---	-----

認定こども園(保育利用)、保育園、小規模保育施設を利用する 2号認定・3号認定のお子様の保護者負担額について

各月初日の支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		保育料（月額 単位 円）		
		0～2歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		0	0
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみを課税世帯を含む。）	51,800円未満	5,500	4,900
D1		51,800円以上 61,200円未満	10,500	9,400
D2		61,200円以上 69,800円未満	14,500	13,000
D3		69,800円以上 87,600円未満	19,500	17,500
D4		87,600円以上 105,600円未満	26,000	23,400
D5		105,600円以上 123,700円未満	32,000	28,800
D6		123,700円以上 141,600円未満	39,000	35,100
D7		141,600円以上 169,000円未満	43,500	39,100
D8		169,000円以上 178,300円未満	47,000	42,300
D9		178,300円以上 195,900円未満	51,000	45,900
D10		195,900円以上 214,300円未満	53,500	48,100
D11		214,300円以上 249,800円未満	55,000	49,500
D12		249,800円以上 270,800円未満	57,000	51,300
D13		270,800円以上 304,000円未満	59,000	53,100
D14		304,000円以上 330,900円未満	60,000	54,000
D15		330,900円以上 361,200円未満	61,000	54,900
D16		361,200円以上 390,800円未満	62,000	55,800
D17		390,800円以上 420,900円未満	63,000	56,700
D18		420,900円以上 451,000円未満	64,000	57,600
D19		451,000円以上 511,200円未満	65,000	58,500
D20	511,200円以上	66,000	59,400	

多子世帯の保育料の軽減について

- ◆ 認可保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業（小規模保育）、幼稚園を利用している場合、年齢の高い順（保育料無償となる3～5歳児も対象とすることができる）から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
また、世帯に生計を一にするお子様が、年齢を問わず3人以上いる場合、3人目以降で2歳児までのお子様は保育料が無料となります。

年収約360万円未満相当の世帯の保育料軽減について

- ◆ 世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、上のお子様が小学生以上であっても年齢は問わず、年齢の高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は該当する年齢区分の半額、第3子以降は無料となります。
更に、世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯の場合、第1子は該当する年齢区分の半額、第2子以降は無料となります。

副食費徴収免除の基準について

- ◆ 次に掲げる項目に該当する児童は、給食費（主食費及び副食費）のうち、副食費の徴収を免除させていただきます。
 - ・ 年収360万未満相当世帯の子ども（世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯）
 - ・ 同一世帯に3歳児クラス（3歳になった日から最初の4月以降）から小学校就学前までの子どもが3人以上いる場合、その中で年齢が高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けて、第3子以降の子ども
- ◆ 免除する期間は保育料が決定している期間内、又は支給認定の認定期間までとなります。
世帯構成や申請内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課に届け出てください。

■各保育所等で実費徴収する費用一覧

【保育園】

保育施設名	教材費	衣服・帽子等経費	行事参加費	その他経費	備考
第一保育園 第二保育園 栄保育園 西堀保育園 北野保育園 新座保育園	なし	・カラー帽子代 1,100円程度 ・パンツ(足りなかった時の買取代)300円 ・オムツ(足りなかった時の買取代)50円	・観劇代(5歳児のみ)約2,000円 ・プラネタリウムバス代(5歳児のみ)200円程度	・写真(希望者のみ)35円/枚	
横田保育園	なし	なし	なし	なし	・帽子などを、紛失した場合は、実費を徴収いたします。
まきば保育園 まきば第二保育園	・教材費(3~5歳児)3,000円程度	・カラー帽子(3~5歳児)1,000円程度	・遠足代 場所に応じて実費 ・卒園式用品 実費	・写真(希望者のみ)100~150円/枚 ・いもほり代 実費	・3~5歳児のみ、入園時にクレヨン、粘土等の購入があります。
アヤ保育園 新堀保育園 すこやか保育園	・メロディオン(3歳児希望者のみ)5,280円	なし	なし	・卒園アルバム(5歳児希望者のみ)4,500円	・メロディオン持ち込み可
光保育園	なし	なし	なし	・おむつ処分費(年間) 0歳児 3,600円 1歳児 3,000円 2歳児 2,400円	・各諸経費については年度途中で変更有り。
山びこ保育園	・教材費(3~5歳児)3,000円/年 〔保護者証ホルダー、集金袋、連絡帳、連絡帳ホルダー、名札、自由画帳、ピアノカコース、誕生カード、運動会メダル等〕 ・お道具箱セット(3~5歳児)3,000円程度	・カラー帽子 1,000円程度	(行事衣装代、遠足費、卒園証書は教材費に含む)	・写真(希望者のみ)50~100円/枚 ・卒園アルバム(5歳児)2,700円程度 ・布団乾燥代 250円程度/年2回 ・布団丸洗い代 1,500円程度(卒園・退園時) ・おむつサブスク(検討中)	・お道具箱持ち込み可
白梅保育園	・連絡帳(3~5歳児、初回のみ)170円	・体操着 5,000円(令和4年度より)	なし	登降園タグ賃借料金1,000円/年	
ふえありーている園	・連絡帳 200円 ・クレヨン(3~5歳児)650円 ・マーカーパーン(3~5歳児)950円 ・油粘土 360円 ・粘土ケース 200円 ・自由画帳 110円 ・鍵盤ハーモニカ用吹き口(4、5歳児)380円	・カラー帽子 1,000円 ・給食帽(3~5歳児)340円	なし	・おむつ処理代 3,000円/年間(0歳から2歳) ・施設費 6,000円/年間(3歳から5歳)	・鍵盤ハーモニカは園のものを使用(個人持ち)
栗原保育園	なし	なし	なし	なし	・帽子や道具箱などは、支給。破損、紛失等の場合は、保護者購入 ・年度途中で教材費を実費徴収する場合あり(1,500~3,000円程度)
北野の森保育園	・教材費(3~5歳児)3,000円/年 〔名札、保護者証ホルダー、集金袋、おたよりノート、自由画帳、おたより帳ファスナーケース、ピアノカコース、誕生カード等〕 ・お道具箱セット(3~5歳児)3,000円程度	・カラー帽子 1,000円程度	(衣装代、遠足費、卒園証書は教材費に含む)	・写真(希望者のみ)40~100円/枚 ・卒園アルバム(5歳児)2,700円程度 ・布団乾燥代 250円程度/年2回 ・布団丸洗い代 1,500円程度(卒園、退園時) ・おむつサブスク(検討中)	・お道具箱持ち込み可
すぎのこ保育園	・連絡帳(1、2歳児)190円 ・連絡帳(3~5歳児)100円 ・出席ブック(3~5歳児)400円 ・お便りシール(3~5歳児)280円 ＜3~5歳児＞ ・お道具箱 600円 ・粘土板 450円 ・油粘土 160円 ・粘土ケース 250円 ・粘土ペラ 200円 ・クレヨン16色 750円 ・のり 150円 ・はさみ 300円 ・自由画帳 300円 ・ワークブック(5歳児のみ)350円 ・ピアノカふき口込(4、5歳児)5,500円 ・ピアノカふき口のみ 600円 ・連絡帳入れ 360円	・カラー帽子 600円 ・カラー帽子たれつき 900円 ・防災頭巾 2,850円	なし	・写真Lサイズ1枚(希望者のみ)50円/枚 ・写真2Lサイズ1枚(希望者のみ)160円/枚 ・オムツ1枚(希望者のみ)100円/枚 ・ビニール袋1枚(希望者のみ)5円/枚 ・入園パス(紛失・破損者のみ)120円 ・名札(紛失・破損者のみ)80円 ・オムツサブスク(検討中) ・布団、シーツのリース(検討中)	・ピアノカ、お道具箱の内容は持ち込み可 ・出席ブック、お便りシール、自由画帳は毎年購入
光第二保育園	なし	なし	なし	・オムツ処理代 0、1歳児 300円/月 2歳児 250円/月	
妙音沢もみじ保育園	・名札 150円 ・連絡帳(0~2歳児)170円 ・連絡帳(3~5歳児)170円 ・自由画帳(0~2歳児)310円 ・自由画帳(3~5歳児)250円 ・シール帳(3歳以上)480円 ・シール(3歳以上)330円 ・マーカーパーン(2歳以上)880円 ・クレヨン(2歳以上)650円 ・粘土(3歳以上)370円 ・粘土ケース(3歳以上)320円 ・月刊絵本(2歳以上)390~450円程度/月	・体操着(上)2,000円 ・体操着(下)1,300円 ・カラー帽子 1,190円	なし	・布団 5,100円 ・シーツ 1,950円 ・写真(希望者のみ)50円/枚 ・布団乾燥代 220円/月	・お道具持ち込み可

※令和6年度の予定額です。金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合があります。
※詳しい内容については、各保育園等にお問い合わせください。

保育施設名	教材費	衣服・帽子等経費	行事参加費	その他経費	備考
竹の子保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・名札 180円 ・出席ブック 470円 ・出席シール 290円 ・連絡帳 (0,1歳児) 200円 ・自由画帳 (2~5歳児) 460円 ・パステル16色 (2~5歳児) 670円 ・粘土板 (2~5歳児) 600円 ・粘土 (2~5歳児) 570円 ・はさみ (2~5歳児) 530円 ・のり (2~5歳児) 240円 ・ピアノ吹き口 (2~5歳児) 450円 ・きりがみあそび (2,3歳児) 520円 ・固形えのぐ (3~5歳児) 920円 ・水生マーカー (3~5歳児) 800円 ・たのしいワーク (3,4歳児) 460円 ・せんのおそび (3歳児) 440円 ・せいさくカード (4,5歳児) 470円 ・もじとかず (4歳児) 460円 ・あいうえおことば (5歳児) 460円 ・たのしいかず (5歳児) 460円 ・プレッダー (5歳児) 1,620円 ・月間絵本 400~550円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・お泊り保育 (参加自由) (5歳児参加者) 3,000円 ・いもほり (参加自由) (3~5歳児参加者) 実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育参加給食費 350円 ・保育参観給食費 350円 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の都合により金額が変更になることがあります。
みき保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・パステル代 (4歳児) 500円 ・粘土セット代 1,300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス帽子 (0~5歳児) 1,100円 ・スイミング帽子 (5歳児) 660円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 諸雑費 0歳~2歳 2,000円 3歳~5歳 3,000円 	
白梅第二保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・名札 140円 ・連絡帳 (1,2歳児) 0円 ・連絡帳 (3~5歳児) 200円/年 ・月刊絵本 (4,5歳児) 440円程度/月 ・ワークブック等教材 (3~5歳児) 400円~500円程度/月 ・お道具箱セット (3~5歳児) 0円 ・補充は実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 (0~5歳児) 1,000円 ・体操着 (3~5歳児) 4,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・雪遊び、ウェア他レンタル料 (5歳児希望者のみ) 1,500円程度 ・じゃがいも、さつまいも掘り代 0円 ・ぶどう狩り代 0円 	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園カード (希望者のみ) 500円/枚 ・卒園式写真 (5歳児のみ) 2,300円/枚 ・卒園アルバム代 (5歳児のみ) 8,000円 <写真 (希望者のみ)> ・先生撮影 L版 66円/枚 ・プロ撮影 L版 132円/枚 ・プロ撮影 (集合写真) 2L版 770円/枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ等の楽器は園の物を貸出します。
かりやなかよし保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・クレパス (3~5歳児) 600円 ・道具箱 (3~5歳児) 620円 ・自由画帳 (3~5歳児) 100円 ・粘土 (2~5歳児) 250円 ・粘土ケース (2~5歳児) 300円 ・連絡帳 (0,1,2歳児) 210円 ・連絡帳 (3~5歳児) 110円 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 1,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・速足代 場所に応じて実費 ・さつまいもほり 250円程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・登降園カード (破損、紛失時) 500円 ・卒園アルバム積立 (5歳児) 500円程度/月 ・写真代 (希望者のみ) 50円~/枚 ・オムツ処理代 1,800円 	
けやきの森保育園栗原園 けやきの森保育園栗原第二	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・写真 (希望者のみ) 52円/枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・体操着や帽子などの教材費、諸経費に關しまして紛失やサイズアップする場合は料金がかかります。
新座どろんこ保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・名札2枚 300円 ・製作バッグ 200円 ・ふとバス16色 (3歳以上児) 726円 ・鍵盤ハーモニカ (任意/5歳児) 5,500円 ・のびのびテキスト (任意/3~5歳児) 900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・帽子 1,100円 	<ul style="list-style-type: none"> ・銭湯代 (3~5歳児) 200円 ・速足代 行先等により実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・草履 (任意/2~5歳児) 1,700円 	<ul style="list-style-type: none"> ・鍵盤ハーモニカ持込可
キッド・ステイ新座保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・教材セット 1,800円 ・粘土セット 1,800円 ・じゆうか帳 550円 ・シール帳 500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・園帽子 1,300円 ・防災頭巾 3,750円 	必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティーカード 2,700円 ・セキュリティー追加カード 1,700円 ・おむつ処理代 360円 ・交換シート代 120円 ・延長保育軽食代 (希望者のみ) 250円 	
みどりの丘の保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳 200円 ・マーカーペン (幼児クラス) 950円 ・クレヨン (幼児クラス) 650円 ・自由画帳 (幼児クラス) 110円 ・油粘土、ケース (幼児クラス) 420円 ・ピアノカ用拭き口 (幼児クラス) 380円 ・単品マーカーペン (補充用) 100円 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 1,000円 ・給食帽 (幼児クラス) 340円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ処理代等 (乳児クラス) 3,000円/年 ・施設費 (幼児クラス) 6,000円/年 ・卒園アルバム (5歳児クラス) 2,000円前後 	
野火止保育園	<ul style="list-style-type: none"> <3~5歳児> ・ねんど、粘土ケース 550円程度 (ねんどは状態を見て年度毎に買い替えます) ・クレヨン 580円程度 ・クレヨン補充 1本 56円 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 1,000円程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物体験 100円程度 ・速足代 (4~5歳児) 実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節野菜収穫体験 実費 ・写真 (希望者のみ) 60円/枚 ・写真代支払手数料 153円 (クレジット払いは無料) ・卒園アルバム代 (年長児のみ) 9,900円 	
音羽の森新座保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・名札セット 140円 ・連絡帳 (1,2歳児) 151円 ・連絡帳 (3~5歳児) 100円 ・出席ノート (3~5歳児) 196円 ・出席シール (3~5歳児) 208円 ・お道具箱等 (3~5歳児) 1,524円 ・知育教材 (年長のみ) 1,000円前後 ・個人ファイル 110円 ・鍵盤ハーモニカの卓奏用ホース (年長児) 400円前後 	<ul style="list-style-type: none"> ・帽子 880円 ・防災頭巾 1,320円 ・専用バッグ (3~5歳児) 2,420円 ・制服 (3~5歳児) 4,583円 	<ul style="list-style-type: none"> ・芋ほり 450円前後 ・行事費 1,300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園準備金 (年長のみ) 3,000円 ・速足交通費 実費 <写真 (希望者のみ)> ・先生撮影 44円/枚 ・プロ撮影 110円~/枚 	

※令和6年度の予定額です。金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合があります。
※詳しい内容については、各保育園等にお問い合わせください。

保育施設名	教材費	衣服・帽子等経費	行事参加費	その他経費	備考
まこと保育園	<ul style="list-style-type: none"> <0~2歳児> <ul style="list-style-type: none"> 連絡帳 147円 自由画帳 209円 <3~5歳児> <ul style="list-style-type: none"> 出席ノート 660円 マーカー 595円 色鉛筆 656円 自由画帳 250円 粘土セット 1,378円 お道具箱セット 670円 ワーク類 367円 メロディオン 5,550円 月刊絵本(幼児) 360~450円/月 <0~5歳児> <ul style="list-style-type: none"> クレパス16色 543円 思い出ファイル 620円 お誕生日カード 200円 	<ul style="list-style-type: none"> カラー帽子 915円 	<ul style="list-style-type: none"> 遠足代 場所に応じて実費 いもほり代 実費 	<ul style="list-style-type: none"> 防水キルトパッド(0~2歳児) 2,900円 防水キルトパッド(3~5歳児) 3,280円 ネームホルダー 122円 	<ul style="list-style-type: none"> キルトパッド、ピアノカ、ワーク以外の各教材は持ち込み可
保育園元気キッズ新座池田園	<ul style="list-style-type: none"> 教材費 3,000円 ※3歳児以降進級時 	<ul style="list-style-type: none"> カラー帽子(2歳児より購入) 1,200円 ※0、1歳児は貸与 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 衛生費 300円/月 午睡用コットシート(希望者のみ) 2,000円 卒園アルバム(5歳児のみ) 実費 写真購入(希望者のみ) 定額オムツサービス(0~2歳児のみ) 2,508円/月 	
元気キッズ新座栗原園	<ul style="list-style-type: none"> 教材費 3,000円 ※3歳児以降進級時 	<ul style="list-style-type: none"> カラー帽子(1歳児より購入) 1,200円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 衛生費 300円/月 午睡用コットシート(希望者のみ) 2,000円 卒園アルバム(5歳児のみ) 実費 写真購入(希望者のみ) 定額オムツサービス(0~2歳児のみ) 2,508円/月 	
まなびぐら新座保育園	<ul style="list-style-type: none"> 名札 150円 パスセル16色(3~5歳児) 760円 みんなののり(3~5歳児) 220円 はさみデカッス(3~5歳児) 480円 じゆがちょう(3~5歳児) 470円 お道具箱(3~5歳児) 1,080円 お知らせケース(0~5歳児) 400円 月間購読絵本(1歳児) 390円 月間購読絵本(2歳児) 420円 月間購読絵本(3歳児) 440円 月間購読絵本(4歳児) 460円 月間購読絵本(5歳児) 470円 メロディオン唄口(5歳児) 495円 補充のり 135円 	<ul style="list-style-type: none"> カーキップサンガード 1,260円 体操着(上)(3~5歳児) 2,750円 体操着(下)(3~5歳児用) 2,310円 通園スモック(3~5歳児用) 2,840円 セイフティクッション(1~5歳児) 2,250円 キルトパッド 2,380円 	<ul style="list-style-type: none"> 遠足代 場所に応じて実費 芋掘り代 実費 	<ul style="list-style-type: none"> <写真(先生撮影)> <ul style="list-style-type: none"> データのみ 62円~ L版 77円~(データとのセット販売だと97円~) KG版 122円~ 2L版 165円~ <写真(カメラマン撮影)> <ul style="list-style-type: none"> データのみ 132円~ L版 154円~(データとのセット販売だと200円~) KG版 199円~ 2L版 265円~ 集合2L版 770円~ 	
はなにごまロン保育園	<ul style="list-style-type: none"> 教材費 3,000円/年 色鉛筆、クレヨン、スケッチブック、制作教材費、園外活動費、園内行事費等 連絡帳(乳児) 184円/1冊 連絡袋、シール帳(幼児) 800円 	<ul style="list-style-type: none"> カラー帽子 935円 	<ul style="list-style-type: none"> 夏祭りチケット代 500円/人 	<ul style="list-style-type: none"> 布団リース代 2,000円/月 保護者会費 250円/月 登園登録用フェリカ 1,650円/個 オムツ(S/M) 5枚(必要者のみ) 150円 オムツ(L/BIG) 5枚(必要者のみ) 200円 	

【認定こども園】

保育施設名	教材費	衣服・帽子等経費	行事参加費	その他経費	備考
第二新座幼稚園 (保育利用・教育利用共通)	<ul style="list-style-type: none"> <3~5歳児> <ul style="list-style-type: none"> 用品代(名札、連絡帳、はさみ、粘土など) 12,000円程度 教育充実費 3,000円/月 メロディオン(ホース・ピース込み) 6,630円 <0~2歳児> <ul style="list-style-type: none"> 連絡帳(1、2児) 210円 名札 190円 	<ul style="list-style-type: none"> <3~5歳児> <ul style="list-style-type: none"> 制服、体操着一式 48,000円程度 クラスカラー帽子 980円前後 防災頭巾 2,500円前後 <0~2歳児> <ul style="list-style-type: none"> クラスカラー帽子 1,080円前後 	<ul style="list-style-type: none"> お泊まり保育(5歳児) 2,000円程度 卒園遠足(5歳児) 7,000円程度 	<ul style="list-style-type: none"> 写真100円/枚、集合写真 600円/枚 絵本代 400円前後/月 施設維持費(教育利用) 1,300円/月 施設維持費(保育利用) 2,600円/月 預かり保育おやつ代(教育利用) 110円 預かり保育時施設維持費 一日保育60円、午前保育110円 園バス維持費 3,600円/月 卒園積立金(4歳児以上) 1,300円/月 父母の会費(3歳以上) 700円/月 おいも掘り、にんじん掘り 実費 	<ul style="list-style-type: none"> メロディオン持ち込み可

※令和6年度の予定額です。金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合があります。
※詳しい内容については、各保育園等にお問い合わせください。

【小規模保育施設】

保育施設名	教材費	衣服・帽子等経費	行事参加費	その他経費	備考
こどもの森志木ルーム	なし	カラー帽子 480円	なし	なし	
元気キッズ新座園 元気キッズ新座新堀園 元気キッズ新座栄園	なし	・カラー帽子 (1、2歳児) 1,200円	なし	・衛生費 300円/月 ・定額オムツサービス 2,508/月	
保育ルームフェリーチェ新座園	なし	・カラー帽子 640円 ・コットシート 1,502円	なし	なし	・コットシートは持ち込み可
さつき新座第二保育園	・名札 132円 ・連絡袋 110円	・帽子 968円	・まつり参加費 600円程度	・写真代 (希望者のみ) L 100円/枚 2L 150円/枚 ・保育参加給食試食代 200円	
志木駅前そらいろ保育園	・作品バッグ (1、2歳児) 770円	・帽子 (0~2歳児) 984円	なし	・お昼寝コット用シート (1、2歳児) 3,180円 ・オムツ、おしり拭き定額サービス 2,508円/月)	業者の都合により金額が変更になることがあります
ぶりえ ぶりえ駅前園	なし	・カラー帽子 1,000円	なし	なし	
オリーブの木保育ルーム	なし	なし	なし	・おむつ処理費 200円/月	
新座駅前みさと保育園	なし	・帽子代 700円	なし	・写真 (希望者のみ) 100円/枚 ・シート代 1,600円	
ちゅうりっぷ園新堀	・名札 200円 ・連絡帳ケース 400円 ・保育領収袋 50円 ・雑費領収袋 50円 ・連絡ノート 500円	・カラー帽子 1,300円	なし	・写真 (希望者のみ) 1,500円/DVD-R	
クローバー	・連絡帳 (0~2歳児) 420円	・カラー帽子 1,600円	なし	・お昼寝布団用シート 1,500円	
ラポール ラポール栗原園 ラポール栗原第2園	・連絡帳 200円	・帽子 350円	なし	・汚れ物入れ 100円/枚 ・ビニール袋 (100枚入り) 150円 <写真販売 (任意)> ・データ 150円 ・DSC 110円 ・L 110円 ・LW 110円 ・2L 200円 ・2LW 200円	
にいざ馬場保育園	なし	なし	なし	・コットベッドリース料 1,000円/月	
ぼっぼ保育園	なし	なし	なし	なし	
あそびの保育園	・アルバム、アートファイル 500円/年	なし	なし	・レンタル代 (お昼寝コット、エプロン) 500円/月 ・ウェットティッシュ代 250円/月 ・オムツ回収費 200円/月	
ふたば保育ルーム	・名札 205円 ・食事エプロン 600円 (必要な人) ・連絡帳 300円 ・クレヨン (2歳児クラスのみ) 550円	なし	なし	なし	
さつき新座保育園	・連絡帳 170円 ・連絡袋 110円 ・月刊絵本 (1、2歳児) 380円/月	・カラー帽子 1,000円	・さつきまも堀り代 実費	・保護者カード (2組) 300円 ・写真代 80円/枚	
正光寺保育園新座石神園	なし	・園帽代 990円※入園時	なし	・日本スポーツ振興センター保険料 (保護者負担金) 210円/年 ・オムツ破棄代 500円/月	・オムツ破棄代は半期ごとに集金します。
すくすく新座栄園	・連絡帳 185円 ・連絡帳ケース 110円	・帽子リース料 1,200円/年	なし	なし	
ル・アンジェ新座志木保育園	なし	なし	なし	・延長保育時補食代 1食 (希望者のみ) 100円 ・写真代 (希望者のみ) 110円~/枚	

※令和6年度の予定額です。金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合があります。
※詳しい内容については、各保育園等にお問い合わせください。

○ その他の保育事業

一時保育

(一時預かり事業のご案内)



- ◆ 保護者の就労などにより、週3日までの利用を限度とする非定型保育や保護者の出産や入院などの理由による緊急保育があります。
- ◆ 対象は保護者の住所が市内にある、就学前までのお子さんです。お預かりを開始できる年齢（月齢）は下記の施設名の後の（ ）内に記載しています。
- ◆ **保育園、小規模保育施設、認定こども園、新制度移行幼稚園**を利用している場合、一時保育は利用できません。
- ◆ 利用を希望する際は、事前に希望する保育施設にお問合せください（受入状況により利用できないことがあります）。一時保育の利用可能期間は下表のとおりです。

保育が困難な理由・内容	利用可能期間
保護者の就労・就学・職業訓練	週3日まで
保護者の出産・傷病・入院・看護・介護・冠婚葬祭	原則、1か月まで
リフレッシュ利用	月3回まで

- ◆ **【実施園】**（令和5年8月時点）※最新情報については、市ホームページ「一時預かり事業のご案内」をご覧ください。

- ①栄保育園（1歳～）②光保育園（2か月～）③山びこ保育園（2か月～）④すぎのこ保育園（8か月～）
 ⑤すこやか保育園（8か月～）⑥光第二保育園（2か月～）⑦白梅第二保育園（8か月～）
 ⑧キッド・ステイ新座保育園（6か月～）⑨野火止保育園（8か月～）⑩新座どろんこ保育園（生後57日～）
 ⑪けやきの森保育園栗原園（利用する年度の4月1日時点で1歳～）⑫みき保育園（1歳～）
 ⑬ぶりえ（小規模保育施設）（6か月～）

- ◆ **【利用料】** 1日利用／2,000円程度 半日利用／1,000円程度
- ◆ **【利用時間】** 月曜日から金曜日まで／午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日／午前8時30分から正午まで
- ◆ **【問合せ先】** 各保育施設

※**利用料及び利用時間については、保育施設により異なります。詳しくはご希望の施設へご確認ください。**

家庭保育室（認可外保育施設）

(認可外保育施設及び家庭保育室等について)



- ◆ 家庭的雰囲気の中で、保育を必要とするお子様の保育を行います。
- ◆ 入所申込み、保育料等は各家庭保育施設へ直接、お問合せください。
- ◆ 詳しくは市ホームページ、「認可外保育施設及び家庭保育室等について」をご覧ください。

【実施施設及び問合せ先】

施設名	住所	定員	保育年齢	保育時間	延長	一時	休日	保育料	電話番号
ミルクィズ家庭保育室	野火止5-6-24	6名	0～2歳児	8:30 ～16:30	○	×	×	60,000円	048-478-9513

認可外保育施設や一時保育等の利用者の幼児教育・保育の無償化について

- ◆ 対象は、①「認可保育所、認定子ども園、小規模保育施設等に在籍していないこと」、②「保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定を受けていること」のいずれの要件も満たす必要があります。詳しくは市ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」をご覧ください。

◆ 提出するもの

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 **DL可** 【市指定の様式】
- (2) 保育の必要性の事由に応じた書類（保護者全員） **DL可** 【市指定の様式】
- (3) 市区町村民税課税（非課税）証明書（保護者全員）

(幼児教育・保育の無償化について)



※令和5年1月1日以前から新座市に住民登録があり、保護者の住民税が新座市で賦課・決定されている場合、(3)は不要です。

休日保育 ※令和5年4月から一時休止しています。

- ◆ 対象は、市内に住所を有しているお子様で、保護者全員の就労により休日に家庭での保育が困難な1歳以上（ミルク及び離乳食が終了していること。）の就学前のお子様
- ◆ 【実施園及び問合せ先】 新座保育園
【利用料】 1日利用／2,000円
※ただし生活保護世帯、市民税非課税世帯や教育・保育給付認定を受け市内の保育施設に在園しているお子様は無料
- ◆ 【利用時間】 午前8時から午後6時30分まで（職員体制によって変更となる場合あり）
- ◆ 【定員】 1日10名以内
- ◆ 【利用方法】
 - (1) 新座保育園に連絡し、面接（お子様同伴）の日程を調整する。
※問合せ時間：火曜日から木曜日の午後1時から午後2時まで
 - (2) 必要事項を記入した面接書類（休日保育利用申請書DL可、休日保育勤務証明書DL可、個別調査票DL可）を持参し、新座保育園で面接を受ける。
 - (3) 後日、利用が決定した方に休日保育利用決定書を送付します。
 - (4) 新座保育園に問合せ（電話）をして、利用日の予約をする。
※予約時間：火曜日から木曜日の正午から午後2時まで
※利用月の2か月前から予約ができます。
 - (5) 休日保育利用料の支払をする（無料となる方は不要）。
【手順1】 利用日3日前までに納付書を新座保育園まで取りに来てください。
【手順2】 お近くの金融機関（郵便局は除く。）又は市内出張所で納付を済ませてください。
【手順3】 利用日当日の朝に領収書をご持参ください。



病後児保育

- ◆ 生後8か月から小学3年生までの児童で、病気の回復期であるため集団保育が困難な場合、保育を必要とするお子様の保育を行います。【利用料】 1日利用／2,000円
- ◆ 【実施園及び問合せ先】 すこやか保育園（8か月～）・オリーブの木保育ルーム（10か月～）



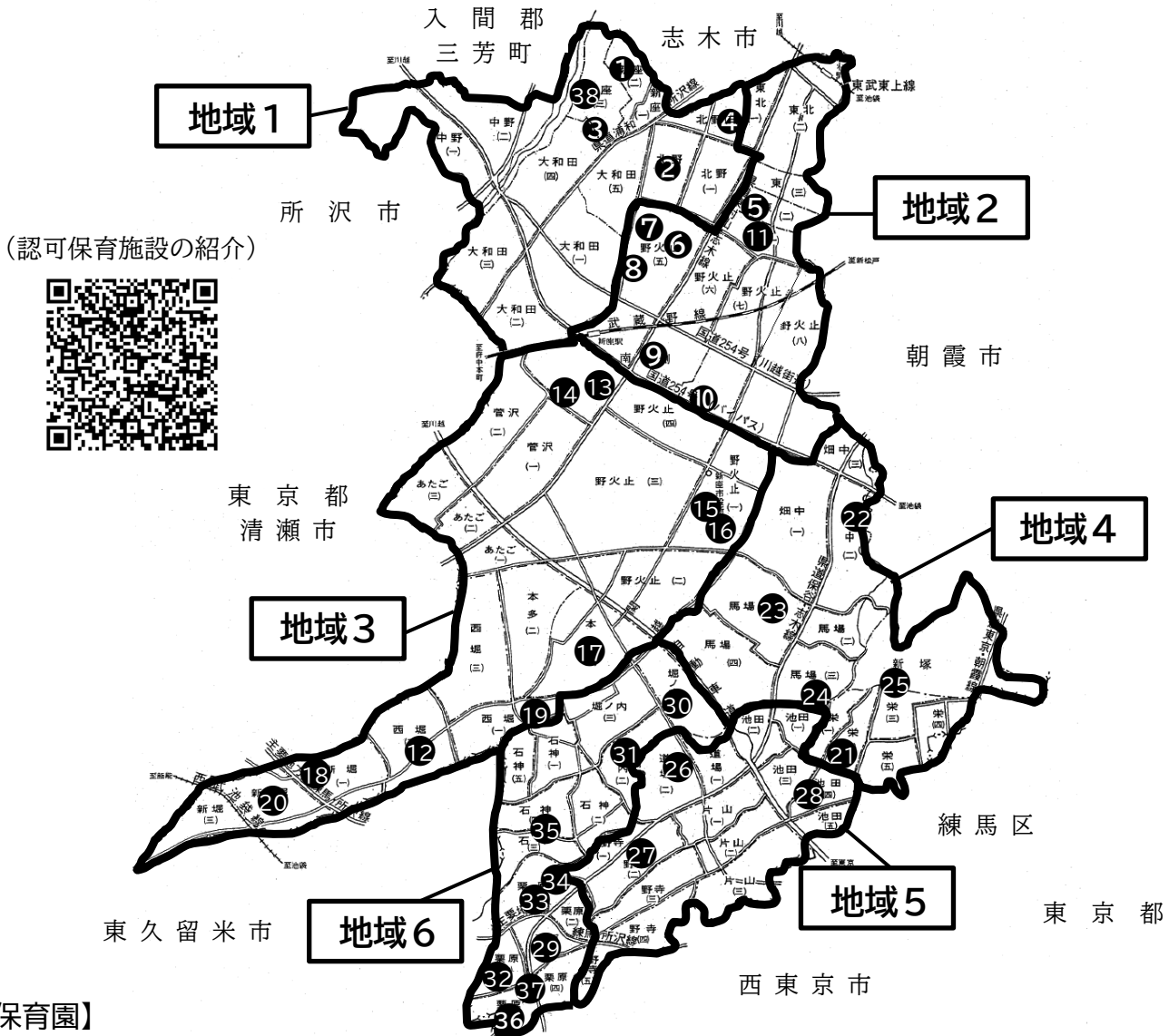
ファミリー・サポート・センター

- ◆ 保育園までの送迎や保育時間後の預かり保育等、援助をしてほしい方（利用会員）と育児援助を提供できる方（協力会員）からなる会員組織で、相互援助活動を行っています。
- ◆ 【問合せ先】 こども支援課ファミリー・サポート・センター（TEL：048-424-8277）

緊急サポート事業

- ◆ 0歳から小学6年生までの児童の病児・病後児の預かり、緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する利用会員とその援助を行うサポート会員の会員同士の間で行う子育ての相互援助活動です。
ご利用には会員登録が必要です。会員登録及びサポートのコーディネートは緊急サポートセンター埼玉が行います。詳しくは、緊急サポートセンター埼玉のホームページをご覧ください。
- ◆ 【問合せ先】 緊急サポートセンター埼玉（TEL：048-297-2903） <https://niiza.janken-pon.net/>
（受付時間は午前7時から午後8時まで。土曜日・日曜日・祝日もご利用いただけます。年末年始は休み）

市内の保育園・認定こども園の配置図

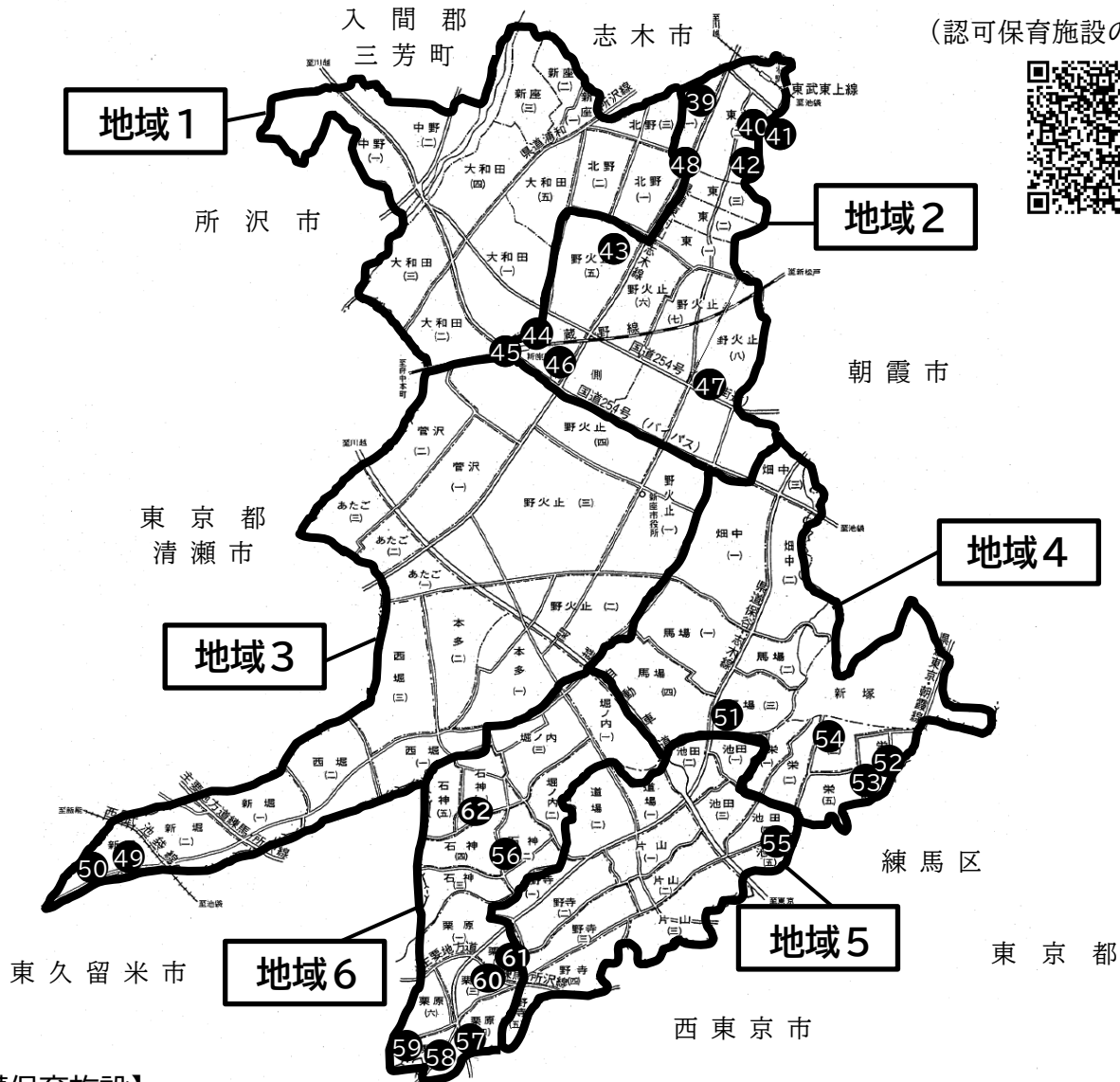


【保育園】

地域	No.	施設名	月齢	地域	No.	施設名	月齢
1	1	新座保育園 (公立)	6か月～	4	21	栄保育園 (公立)	2か月～
	2	北野保育園 (公立)	6か月～		22	新座どろんこ保育園	2か月～
	3	山びこ保育園	2か月～		23	まさば第二保育園	8か月～
	4	北野の森保育園	2か月～		24	妙音沢もみじ保育園	2か月～
2	5	第一保育園 (公立)	6か月～	25	竹の子保育園	6か月～	
	6	すぎのこ保育園	8か月～	26	みき保育園	8か月～	
	7	ふえありーている保育園	6か月～	27	横田保育園	8か月～	
	8	みどりの丘の保育園	6か月～	28	保育園元気キッズ新座池田園	6か月～	
	9	音羽の森新座保育園	1歳児クラス～	29	第二保育園 (公立)	6か月～	
	10	白梅第二保育園	8か月～	30	まさば保育園	8か月～	
	11	まなびぐら新座保育園	2か月～	31	かりやなかよし保育園	6か月～	
3	12	西堀保育園 (公立)	6か月～	6	32	栗原保育園	8か月～
	13	野火止保育園	8か月～		33	けやきの森保育園栗原園	43日目～
	14	すこやか保育園	2か月～		34	けやきの森保育園栗原第二	43日目～
	15	白梅保育園	8か月～		35	まこと保育園	6か月～
	16	キッド・ステイ新座保育園	3か月～		36	はなにこマロン保育園	1歳児クラス～
	17	アヤ保育園	6か月～		37	元気キッズ新座栗原園	1歳児クラス～
	18	光保育園	2か月～		【認定こども園】		
	19	光第二保育園	2か月～	地域	No.	施設名	月齢
	20	新堀保育園	8か月～	1	38	認定こども園 第二新座幼稚園	8か月～

市内の小規模保育施設の配置図

(認可保育施設の紹介)



【小規模保育施設】

地域	No.	施設名	月齢	地域	No.	施設名	月齢
2	39	ぷりえ	6か月～	4	51	にいざ馬場保育園	4か月～
	40	ぷりえ駅前	6か月～		52	元気キッズ新座栄園	6か月～
	41	ラポール	6か月～		53	保育室クローバー	2か月～
	42	志木駅前そらいろ保育園	2か月～		54	すくすく新座栄園	6か月～
	43	こどもの森志木ルーム	2か月～	5	55	さつき新座保育園	3か月～
	44	新座駅前みさと保育園	3か月～		56	ふたば保育ルーム	2か月～
	45	さつき新座第二保育園	2か月～		57	オリーブの木保育ルーム	6か月～
	46	元気キッズ新座園	6か月～		58	ぼっぼ保育園	2か月～
	47	保育ルームフェリーチェ新座園	3か月～		59	あそびの保育園	6か月～
	48	ル・アンジェ新座志木保育園	2か月～		60	ラポール栗原園	6か月～
3	49	ちゅうりっぷ園新堀	2か月～	61	ラポール栗原第2園	6か月～	
	50	元気キッズ新座新堀園	6か月～	62	正光寺保育園新座石神園	57日目～	

■新座市内の保育園等一覧

【保育園】

	保育施設名	定員	保育年齢	住所 電話	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
					平日	土曜	
1	新座保育園（公立）	120	6か月～	新座2-14-60 048-477-4627	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
2	北野保育園（公立）	120	6か月～	北野2-9-15 048-477-0039	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
3	山びこ保育園	102	2か月～	大和田4-18-53 048-481-5095	7:00～20:00	7:00～19:00	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：利用不可
4	北野の森保育園	90	2か月～	北野3-8-27 048-487-4095	7:00～20:00	7:00～19:00	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：利用不可
5	第一保育園（公立）	100	6か月～	東2-4-3 048-478-4928	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
6	すぎのこ保育園	120	8か月～	野火止5-18-21 048-202-6880	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
7	ふえありーている保育園	66	6か月～	野火止5-29-33 048-483-1166	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
8	みどりの丘の保育園	73	6か月～	野火止5-11-40 048-481-5757	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
9	音羽の森新座保育園	27	1歳児クラス～	野火止6-3-30 1F 048-497-1086	7:00～19:00	7:30～18:30	-
10	白梅第二保育園	72	8か月～	野火止7-3-29 048-423-5021	7:00～19:00	7:30～16:30	同左
11	まなびぐら新座保育園	89	2か月～	東1-12-4 048-423-8450	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：7:00～18:00
12	西堀保育園（公立）	100	6か月～	西堀2-18-3 042-492-3111	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
13	野火止保育園	75	8か月～	野火止4-9-11 048-487-7826	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：満1歳未満 7:00～17:30 満1歳以上 同左
14	すこやか保育園	90	2か月～	野火止4-14-12 048-480-5570	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
15	白梅保育園	60	8か月～	野火止1-23-40 048-478-5343	7:00～19:00	7:30～16:30	同左 (土曜は離乳食完了後から利用可)
16	キッド・ステイ新座保育園	90	3か月～	野火止1-19-15 048-483-7337	7:00～20:30	7:15～18:30	平日、土曜：6か月未満 8:30～17:00 6か月以上 同左
17	アヤ保育園	120	6か月～	本多1-9-37 048-477-5721	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
18	光保育園	90	2か月～	新堀1-17-6 042-497-8167	7:00～19:00	7:00～18:00	同左
19	光第二保育園	100	2か月～	西堀1-3-15 048-480-3366	7:00～19:00	7:00～18:00	平日：8:00～19:00 土曜：8:00～18:00
20	新堀保育園	60	8か月～	新堀2-11-2 042-497-7175	7:00～19:00	8:30～17:30	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
21	栄保育園（公立）	120	2か月～	栄2-8-17 048-477-4626	7:00～19:00	7:00～19:00	平日：6か月未満 8:30～16:30 6か月以上 7:00～19:00 土曜：6か月未満 利用不可 6か月以上 7:00～19:00
22	新座どろんこ保育園	69	2か月～	畑中2-17-34 048-480-3133	7:00～20:00	7:00～20:00	同左
23	まきば第二保育園	71	8か月～	馬場1-2-8 048-479-6070	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～19:00 土曜：満1歳未満 8:30～12:30 満1歳以上 7:30～16:30
24	妙音沢もみじ保育園	60	2か月～	馬場3-8-20 048-486-9673	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：7:00～18:00 土曜：利用不可
25	竹の子保育園	60	6か月～	栄3-4-5 048-423-4653	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：7:00～18:00 土曜：7:30～17:00
26	みき保育園	60	8か月～	道場2-9-19 048-480-3622	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
27	横田保育園	90	8か月～	野寺2-5-46 048-478-1369	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：8:30～17:00 土曜：8:30～12:00
28	保育園元気キッズ新座池田園	96	6か月～	池田4-8-37 048-423-9515	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
29	第二保育園（公立）	110	6か月～	栗原3-7-40 042-422-3803	7:00～19:00	7:00～19:00	同左
30	まきば保育園	60	8か月～	堀ノ内1-2-30 048-477-3060	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：満1歳未満 8:30～16:30 満1歳以上 7:00～19:00 土曜：満1歳未満 8:30～12:30 満1歳以上 7:30～16:30
31	かりや なかよし保育園	50	6か月～	堀ノ内2-1-40 048-480-0101	7:00～19:00	7:30～16:30	平日：満1歳未満 8:30～17:00 満1歳以上 7:00～18:00 土曜：満1歳未満 利用不可 満1歳以上 7:30～16:30 ※土曜利用の可否は園に要相談
32	栗原保育園	90	8か月～	栗原6-7-13 042-425-6713	7:00～19:00	7:00～19:00	同左 (入所後1、2か月は制限あり)
33	けやきの森保育園栗原園	70	生後43日目～	栗原1-6-4 042-471-5652	7:30～19:30	7:30～18:30	平日、土曜：2か月未満 8:30～18:30 2か月以上 同左
34	けやきの森保育園栗原第二	70	生後43日目～	栗原1-2-22 042-471-5566	7:30～19:30	7:30～18:30	平日、土曜：2か月未満 8:30～18:30 2か月以上 同左
35	まこと保育園	78	6か月～	石神4-5-18 042-470-3577	7:00～19:00	7:00～18:00	平日、土曜：8:30～16:30

	保育施設名	定員	保育年齢	住所 電話	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
					平日	土曜	
36	はなにごマロン保育園	35	1歳児クラス～	栗原5-12-19 042-439-3502	7:00～19:00	8:00～19:00	—
37	元気キッズ新座栗原園	58	1歳児クラス～	栗原5-7-25 042-439-6571	7:00～19:00	7:00～18:30	同左

【認定こども園 保育利用】

	保育施設名	定員	保育年齢	住所 電話	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
					平日	土曜	
38	第二新座幼稚園	106	8か月～	新座3-4-12 048-477-1010	7:30～18:30	7:30～18:30	同左

【小規模保育施設】 ※小規模保育施設は2歳児クラスまでとなります。

	保育施設名	定員	保育年齢	住所 電話	開園時間		0歳児クラスの利用可能時間
					平日	土曜	
39	ぷりえ	17	6か月～	東北1-6-1 2F 048-472-1130	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
40	ぷりえ駅前園	17	6か月～	東北2-31-7 1F 048-424-7720	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
41	ラポール	19	6か月～	東北2-31-7 2F 048-423-9377	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
42	志木駅前そらいろ保育園	19	2か月～	東北2-26-16 1F 048-424-3969	7:30～18:30	7:30～18:30	同左
43	こどもの森志木ルーム	16	2か月～	野火止5-17-21 048-482-2224	7:30～19:30	7:30～19:30	同左
44	新座駅前みさと保育園	19	3か月～	野火止5-4-16 048-424-5862	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：7:00～18:00
45	さつき新座第二保育園	19	2か月～	野火止5-3-11 048-483-2345	7:30～18:30	7:30～18:00	平日：満1歳未満 7:30～18:00 満1歳以上 7:30～18:30 土曜：満1歳未満 利用不可 満1歳以上 7:30～18:00
46	元気キッズ新座園	16	6か月～	野火止5-1-19 2F 048-483-2828	7:00～19:00	7:00～18:30	同左
47	保育ルームフェリーチェ新座園	19	3か月～	野火止8-15-17 1F 048-479-1800	7:30～19:30	8:00～18:00	同左
48	ル・アンジェ新座志木保育園	12	2か月～	東北1-6-14 048-423-2630	7:30～19:30	7:30～18:30	同左
49	ちゅうりっぴ園新堀	12	2か月～	新堀3-11-44 042-494-7588	7:00～19:00	7:00～18:00	同左
50	元気キッズ新座新堀園	18	6か月～	新堀3-11-44 042-494-6261	7:00～19:00	7:00～18:30	同左
51	にいざ馬場保育園	11	4か月～	馬場3-11-13-102 048-483-4972	7:00～19:00	7:00～19:00	平日、土曜：7:00～18:30
52	元気キッズ新座栄園	19	6か月～	栄4-6-3 2F 048-479-1337	7:00～19:00	7:00～18:30	同左
53	保育室クローバー	8	2か月～	栄2-10-30 048-483-2255	7:30～18:30	なし	同左
54	すくすく新座栄園	15	6か月～	栄3-13-1 048-423-3616	7:00～19:00	7:30～18:00	平日：8:30～18:00 土曜：利用不可
55	さつき新座保育園	7	3か月～	池田4-1-10 048-483-1890	7:30～18:30	なし	同左
56	ふたば保育ルーム	6	2か月～	石神2-2-20-5 048-201-7875	7:00～20:00	8:30～17:00	平日：8:00～16:30 土曜：利用不可
57	オリーブの木保育ルーム	12	6か月～	栗原4-10-21 042-439-8586	7:30～18:30	8:30～18:00	同左
58	ぼっぼ保育園	12	2か月～	栗原5-2-6 042-445-0736	7:00～19:00	8:00～18:00	平日：8:00～18:30 土曜：8:00～18:00
59	あそびの保育園	12	6か月～	栗原5-15-36 042-455-2043	7:00～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:45～18:15
60	ラポール栗原園	15	6か月～	栗原2-3-35 2F 042-420-1185	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
61	ラポール栗原第2園	15	6か月～	栗原2-3-35 2F 042-470-3136	7:30～19:00	7:30～18:30	平日、土曜：7:30～18:30
62	正光寺保育園新座石神園	12	生後57日目～	石神1-6-7 042-420-1901	7:30～19:30	7:30～19:30	平日、土曜：6か月未満 8:30～16:30 6か月以上 同左

○土曜日の共同保育について

下記施設については、土曜日に1か所の保育所等で共同保育を実施しています。

詳細については、対象の保育所等にお問い合わせください。

- ・元気キッズ新座園、元気キッズ新座新堀園、元気キッズ新座栄園、元気キッズ新座栗原園
⇒保育園元気キッズ新座池田園で共同保育を実施
- ・ラポール栗原第2園
⇒ラポール栗原園で共同保育を実施

令和6年度保育施設入所選考基準表

○基礎指数

分類	保育の必要性の事由 (保護者の状況)	細 目	基準点数		実施期間		
			母親	父親			
1	就労 (月13日以上かつ1日4時間以上)	居宅外の就労 居宅内の就労 居宅外の自営 居宅内の自営 (自営中心者)	月当たり160時間以上の就労を常態	30	30	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	29	29		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態	28	28		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態	27	27		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態	26	26		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態	25	25		
			月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態	24	24		
			月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態	23	23		
			月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態	22	22		
			月当たり160時間以上の就労を常態	28	28		最長就学前まで
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	27	27		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態	26	26		
	月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態	25	25				
	月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態	24	24				
	月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態	23	23				
	月当たり80時間以上96時間未満の就労を常態	22	22				
	月当たり64時間以上80時間未満の就労を常態	21	21				
	月当たり52時間以上64時間未満の就労を常態	20	20				
	就労内定	就労内定	月当たり160時間以上の就労を常態	24	24	最長就学前まで	
			月当たり140時間以上160時間未満の就労を常態	23	23		
			月当たり128時間以上140時間未満の就労を常態	22	22		
			月当たり120時間以上128時間未満の就労を常態	21	21		
			月当たり112時間以上120時間未満の就労を常態	20	20		
			月当たり96時間以上112時間未満の就労を常態	19	19		
内職	内職	月当たり80時間以上の就労を常態	14	14	最長就学前まで		
		月当たり52時間以上80時間未満の就労を常態	12	12			
2	妊娠・出産	出産月の前後2ヶ月の5ヶ月で休養を要するために保育できない場合	24	—	5か月以内		
3	保護者の 疾病・障 がい	疾病	1ヶ月以上の長期入院 (予定も含む)	30	30	最長就学前まで	
			児童の保育が不可能な状況	30	30		
			児童の保育が困難な状況	26	26		
			児童の保育が部分的に困難な状況	22	22		
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者	30	30		
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級所持者	26	26		
身体障害者手帳4級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級所持者	身体障害者手帳4級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級所持者	22	22				
	身体障害者手帳5級以下所持者で、児童の保育が困難な者	18	18				
4	同居親族 等の介護 ・看護	居宅または訪問介護	臥床者・重度心身障がい者の常時介護	30	30	最長就学前まで	
			居宅内で介護している	分類1 (自営中心者) に準ずる			
			訪問して介護している	分類1 (居宅外) に準ずる			
		通所・入院付き添い	月20日以上20日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	26	26		
			月16日以上20日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	24	24		
月13日以上16日未満の病院・施設の通所・入院付き添い	22	22					
5	求職活動	分類1、分類4及び 分類6のうち、基準 を満たさないもの	求職活動を継続	10	10	3か月	
			1日4時間以上の就 労を月13日以上し ていない場合	居宅内外の就労	14		14
				居宅外の自営			
				居宅内の自営 (自営中心者)	12		12
				居宅内の自営 (自営協力者)			
				居宅内の就労 (内職等)	10		10
			就労内定 (内職等は除く)	12	12		
同居親族等の介護・看護	分類4の基礎指数に該当しない介護・看護	14	14				
就学・職業訓練	分類6の基礎指数に該当しない就学・職業訓練	10	10				
6	就学・職業訓練	既に就学・就業訓練を常態	既に就学・就業訓練を常態	分類1 (居宅外) 就労に準ずる	最長就学前まで		
			就学・職業訓練が内定している場合	分類1 (就労内定) に準ずる			
			通信教育の就学を常態	分類1 (内職) に準ずる			
7	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合	30	30	最長就学前まで		
8	虐待やDV	保育が必要な状態であると認める場合	30	30			
9	その他市長が認める場合	両親不在	30	30			
		死別、離別、行方不明等	30	30			
		上記以外で明らかに保育が必要な状態であると認める場合	分類1に準ずる				

※ 入所申込締切日までに必要とする書類が提出されない場合、求職活動に準ずる。

○調整指数

調整事由	細目	調整点
家庭状況	同居の65歳未満の祖父母がおり、かつ、祖父母の就労証明書等の提出がない場合	-1
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	18
	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯（祖父母同居）	13
	生活保護法適用世帯（就労により自立支援につながる場合）	10
	申請児童が就労しており、かつ、身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	同居の家族（申請児童及び保護者除く）が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	1
	父または母が単身赴任中の場合	1
	保育料（放課後児童保育室は除く）を3ヶ月以上滞納している	-5
児童の 保育状態	産後休業・育児休業期間明け（就業規則上の規定がある場合のみ。転園を除く）	4
	認可保育施設の一部保育を週3日利用している又は認可外保育施設等に有償で、週3日預けている	2
	認可外保育施設等に有償で、週4日以上預けている（親族、友人等は除く）	4
	他市への委託継続不可（他市の規定による場合のみ）	5
	認可外保育施設等（事業所内保育事業（従業員枠）を含む）に有償で、週4日以上の利用を6ヶ月以上継続しており、かつ、入所希望月以降利用不可の場合	6
	地域型保育事業所（小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（地域枠のみ））及び2歳児クラスまでしか受入れのない保育所を卒園する場合	60
その他の 特別な事情	多子加算（世帯中の就学前児童の数が2人⇒申請児童全員に3点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	3
	多子加算（世帯中の就学前児童の数が3人以上⇒申請児童全員に4点 ※保育施設在園かどうかは問わない）	4
	多胎児加算（当該児童の同時申請に限る。転園は除く。）	1
	申請児童が身体・精神障がい者手帳又は療育手帳を所持している場合（身体4級以上、精神3級以上、療育C以上）	2
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日以上1日6時間以上の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※1	50
	保護者が市内認可保育施設の保育士として、月20日未満1日6時間未満の就労（内定含む）をしており、1年以上の就労継続に同意（転園を除く）※1	25
	保育施設の入所内定を辞退（内定辞退した月の属する年度内において有効）（5月入所から適用）	-5
	入所した当該年度内の転園希望（希望園に世帯中の他の児童が在園している場合を除く）	-5
	市外在住で、父母いずれの勤務地も市外の方（入所月までに転入する方を除く）	-10
	児童相談所からの児童福祉法に規定する通知の提出があり、保育が必要と判断した場合	3
保育施設入所保留希望申立書により、指数の減算を希望している。	-200	
緊急に保育の必要性があると市長が認める場合	状況確認して考慮	

※ 「家庭状況」及び「児童の保育状態」の項目内で、複数該当する場合、最も高い点数の1項目のみ加点とする（減点は除く）。

※1 保育士就労継続同意書の提出を要する。認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所をいう。
令和6年度までの調整指数として実施予定。公立保育園の正規職員は対象外とする。

令和6年度利用調整 保育指数算定表

	基礎指数		調整指数			合計 (保育指数)
	父	母	家庭状況	児童の 保育状態	その他の 特別な事情	
当初						
/						
/						

同一指数の場合の判定基準

優先順位	項目
1	保育指数のうち、調整指数を除いた基礎指数の高い世帯
2	保護者の基礎指数の分類のうち、以下の順に優先する (1)虐待やDV・その他 (2)災害復旧 (3)疾病・障がい (4)就労（居宅内外の就労・居宅外の自営・居宅内の自営（自営中心者）） (5)就労（居宅内の自営（自営協力者）） (6)介護・看護 (7)妊娠・出産 (8)就労（内定） (9)就学・職業訓練（内定含む） (10)基準を満たさない就労・介護・看護 (11)求職活動・基準未満の就学・職業訓練
3	保育施設の希望順位が高い児童 第1希望>第2希望>第3希望>第4希望>第5希望以降順に優先する
4	兄弟姉妹が現に利用している保育施設と同一の保育施設への入所を希望する児童
5	滞納（保育料）の無い世帯
6	令和5年度の保護者の市区町村民税所得割額（住宅ローン控除、寄付金控除を除く）の合計額が低い世帯 ※同額の場合、収入の低い世帯を優先することとする。

※市外からの申請者（利用開始日までに転入する予定のものを除く）については、市内の申請者を優先に選考し、年度当初から当分の間、年齢ごとに、各年齢の定員数が残り2名に達するまでの範囲で利用調整の上、受け入れる。